

# 研究紀要

第16号

2001

財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

# 研究紀要

第 16 号

2001

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

# 目 次

序

## [論文]

- 手焙形土器……………高橋 一夫 ( 1)  
—その宗教性と政治性—
- 埼玉県坂戸市中耕第21号方形周溝墓の墳丘復元試論……………杉崎 茂樹 ( 9)
- 古代神社遺構の再検討……………井上 尚明 ( 21)
- 信仰資料としての紡錘車……………鈴木 孝之・若松 良一 ( 37)
- 須恵器のロクロ技術を考える……………岩田 明広 ( 81)
- 関東地方の施釉陶器の流通と古代の社会 ( 2 ) ………………田中 広明 ( 97)
- 末野窯成立期の系譜と陶邑窯……………坂野 和信 (141)  
—系列の比較と土器組成—
- 収蔵資料の学校における活用……………石井 伸明・川島 健 (183)  
—埼玉県埋蔵文化財調査事業団の取り組み—……………野中 仁

# 信仰資料としての紡錘車

—呪文や宗教絵画を刻んだ石製紡錘車—

鈴木孝之・若松良一

**要約** 鉄製の紡錘車が主流となる律令時代に石製のものが相当数併用されるのは関東地方の地域的特色であるが、これらの中には文字や絵画が線刻されたものが少なくない。文字については文章の体裁を持つものは稀であるが、埼玉県を中心に5例があり、駿説の上、検討した結果、①方位除けの呪文と推測される漢詩を刻むもの。②仏力の加護をたのむ呪文を刻むもの。③目神の加護をたのむ呪文を刻むもの。④天矢の加護をたのむ呪文を刻むもの。の4類型の存在を明らかにし得た。いっぽう、絵画については主題が明瞭なもの内、鳥などの小像の例を除くと、やはり埼玉県を中心に6例があり、検討の結果、A仏像・蓮華・寺院などの仏教絵画を刻むもの。B仏像または僧侶の可能性のある円頂の人物を刻むもの。C有髪の人物を刻むもの。に分類できることを明らかにし得た。

その結果、専ら呪術に使用されたと推定されるもの（①）、仏力によって糸紡ぎの成就を図ろうとしたか祭祀・法要に使用されたと推定されるもの（A～C）、呪文によって糸紡ぎの成就を図ろうとしたことが推定されるもの（②～④）とがあり、後者は日常の紡織に使用された可能性のほかに、神衣などを織るための特別な糸を紡ぐ場合に使用された可能性も考えられた。

## はじめに

関東地方では律令時代に属する堅穴住居跡などから、しばしば石製の紡錘車が出土する。これらには文字や絵画を線刻したもののが少なくなく、当該資料の乏しいこの時代を研究する上で見逃せない史・資料となっている。

筆者の一人である鈴木は熊谷市北島遺跡の発掘調査で蓮華文を線刻した石製紡錘車に遭遇し、その整理報告の過程で資料の宗教性に強い关心を抱き、もう一人の若松は埼玉県立博物館の学芸員として「古代の文字」と銘打った特集展示を開催した際に、県内の線刻紡錘車の集成を行い、これらに刻まれた文字や記号の中に呪術性の強いものが多く存在する事に注目していた。このように共通の問題意識と研究課題を抱えた二人は、互いに、いつか共同研究を約束を交わしたのだが、職場を異にするためなかなか実現を見なかった。

ところが、若松が平成10年春に埋蔵文化財調査事業團へ転任したのを機に、ようやく実現に至り、幸いにも研究助成を得ることができた。その研究助成によって行った資料調査も一定の成果を上げ、関東地方の線刻紡錘車を通観した上で資料の特性を指摘できるに至ったとの共通認識から、現在までの研究のまとめを行っておく事にした。

なお、今回は、線刻紡錘車のうち、特に願文や呪文に類する文字を刻んだものと主に仏教絵画の描かれたものに限定して取上げることとし、単に地名や人名、紀年銘などを刻んだ資料などは除外することとした。これは、私達がまず紡錘車の持つ呪術性・宗教性に最大の関心を抱き、その実相をつかみたいと考えているからに他ならない。

なお、執筆は若松がはじめに・第Ⅰ章・第Ⅱ章・第Ⅳ章1・2・4節を、鈴木が第Ⅲ章・第Ⅳ章3節・第Ⅴ章・おわりにを分担し編集は若松が行った。

## I 石製紡錘車の形制と分布の概略

紡錘車の素材には土製、石製、鉄製があり、縄文時代から弥生時代には土製が主流を占めたが、古墳時代になると多くが石製に交代し、鉄製のものも出現した。ここで対象とする律令時代にあっては、全国的に見れば鉄製のものが一般的となるが、関東地方に限って石製のものが相当量使用され、地域によっては鉄製のものを凌駕していることが地域的な一大特徴といいうる。

地域別では、群馬県と埼玉県の出土数が最も多く資料総数の過半を占める状況であり、栃木県と千葉県がこれに次ぎ、茨城県ではごく少数となり、東京都や神奈川県では極めてまれなようである。したがって分布中心は北関東に偏在しているといえるだろう。

形制については、多くのものは断面形が台形を為す円盤状であり、中央に円孔が穿たれている。平均的な大きさは最大径4cm前後、厚さ2cm前後、中心孔の径0.7cm前後であり、重量は数十グラムを量る。

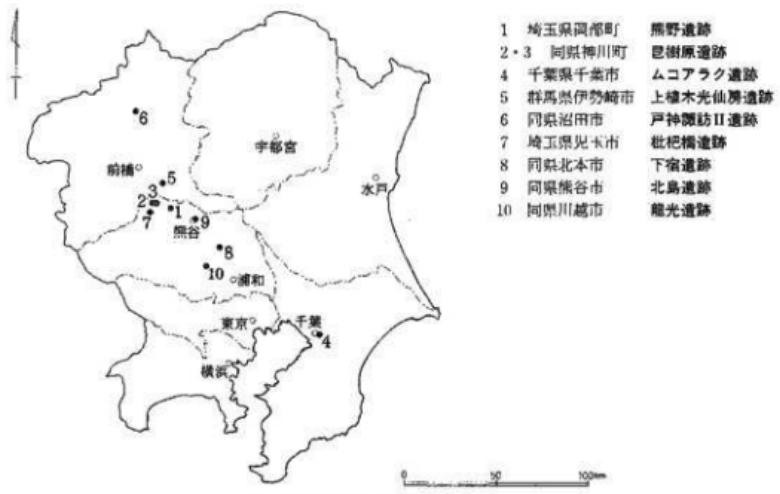
本来、中心孔に刺し込まれているべき軸棒が失われた状態で出土するのが普通であり、木製の軸棒を伴っていた可能性が強い。

石材は、まれに綠泥片岩や砂岩、凝灰岩なども見られるが、多くは蛇紋岩か滑石であり、適度に柔らかいために割取りや削り込み、研磨が容易である。また、構造が緻密なため磨くと光沢を帯び美しく、蛇紋岩の場合、深緑色を呈し、滑石の場合黒味を帯びるものが多い。科学分析を経ているわけではないが、丁寧に製作されたものの中には表面を漆塗り仕上げしたと思われるものもある。

文字や絵画を線刻する部位は、使用時に上側となる直角の大きい面（広面と呼称する）、裏側の直径の小さい面（狭面と呼称する）及び斜面をなしている側面の三面いずれの実例もあり、複数の箇所に線刻が施されている場合も少なくない。

線刻に用いた工具は細い針状のものと推測されるが、彫り込みが浅かったり、使用時の摩滅によって不鮮明なものが往々にしてある。このため報告書では線刻の内容は不明とするものが目立つ。しかし、拡大鏡かできることなら電子顕微鏡を用い、斜光を当てて根気強く観察すれば、それを解明できる場合はかなり多いのではないかと期待している。

今回は冒頭で述べたとおり、願文や呪文に類する文字を刻んだものと主に仏教絵画の描かれたものに限定し、その代表的なものを取上げることにしたが、それらの分布は第1図に示すように埼玉県北部から群馬県に及ぶ範囲と千葉県北部に二分されている。これは製作地と流通圏の纏まりを反映している可能性が高く、両地域が、それぞれ滑石若しくは蛇紋岩の産地を抱えており（註1）、古墳時代にいわゆる滑石製模造品が盛んに用いられた地域（註2）であったことと無縁ではないだろうと考えている。



第1図 本稿で扱う資料の分布図

## II 願文や呪文に類する文字を刻んだ紡錘車

### 1 埼玉県大里郡岡部町熊野遺跡 1次調査 9号住居跡出土資料（第2図2）

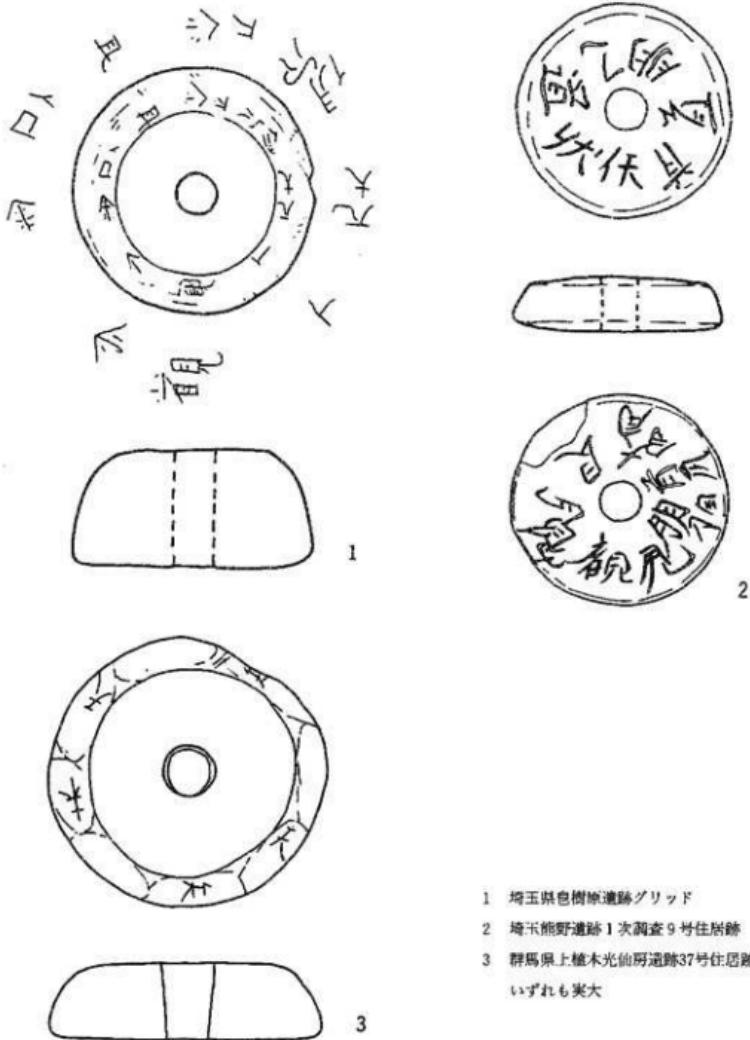
8世紀後半に比定される竪穴住居跡の南西隅付近の床面よりやや浮いた状態で出土した。最大径3.9cm、厚さ1.0cmの薄い円盤状を呈し、中心に直径0.7cmの円孔を穿つ。狭面の直径が3.3cmあり、広面との差が小さい。断面台形をなし厚みのある標準的な律令時代の紡錘車と比較すると、やや特殊な形状といいうる。石材は蛇紋岩で、暗緑色の地に薄緑色の斑が入り、良く研磨されて、光沢を帶びている。

文字は狭面と広面に刻まれている。まず、狭面には、7文字が大きくほぼ均等の間隔を空けて配列されており、時計回りに「道乙朋道具伏状」と判読できる。報告書（註3）では国立歴史民俗博物館の平川南教授による「みちおつ・ともみちともにふしてじょうす」との読み下しを掲げ、朋については「あき」とも読める可能性があることを注している。

具は偶と混用されたと見るものだろう。宮謹交二氏の教示によると、神仏への願文の型式をとっているという。したがって「道乙と朋道の二人が共にひれ伏して申し上げます」という意味になるものと考える。

ところで、道乙と朋道は人名とした場合、道の字を共有しており、兄弟の可能性も考えられないわけではないが、奈良時代の一般的な人名とは言えず、僧侶もしくは道士の可能性が考えられる。大伴・物部などの氏やカバネを書きないことも傍証となろう。その場合、音読みで、「どういつ・ほうどう」と読んだほうがふさわしいことになろう。

広面には14文字が重複しながら刻まれており、報文では「観・月月等、文章とならない文字が記されているが、方位を示す良の文字が記されていることが注目される。祭祀的な意味にもちいられ



第2図 文字を線刻した紡錘車(I)

たのであろうか?」との観察が述べられている。

筆者が熟覧させていただいたところでは、一行目は内側に寄せて文字を時計回りに一巡させ、やや不均等な間隔を設けているが、二行目はその外側の狭い余白に刻まざるをえなかつたために、一回り小さく冒頭の5文字を刻み始め、最後の2文字についてだけ、一行目の字間が大きく空いてい

る部分を利用して一行目と同じ大きさで刻んだため、最後の文字「見」の重複を招いたとの推定が可能であった。

一行目は「良天二月朋観見」二行目は「国國鳳凰月見見見」と判読した。一行目第2字は実測岡では「大」であるが、人の頂部に接して左側に横画があり「天」と判定した。第3・4字は縦に重ねて書かれており、一見合字に見える。おそらく、「月」が第5字の「朋」と並ぶことを避ける配慮と推定している。朋は鶴鳥つまり凰のことであり、説文には朋は凰の古字であることが記されている。また、凰鳥が飛べば群鳥が従うことから、朋の字義とするとある。この「朋」字は朋道の朋とも連なるものであることも注意される。

二行目第1・2字は国構えに王で、点を欠くが、國と同字である。第3字は草書風の「鳳」で、鳥がくずされている。第4字は凰かまえの中に王であり、凰の略字と見た。第6・7字はともに「見」であるが、前述の理由で大きく刻まれ、字間が大きく飛び離れている。見が二個並ぶのは、国を重ねていることに対応するシンタックスと見ることができよう。

以上のように読めるならば、7字2句の構成を持っていることになる。ご承知のように、7字4句ならば、七言絶句と呼ばれるが、7字2句の場合、句数不定の七言古詩に相当する可能性がある。1・2句とも第6・7字が韻を踏んでおり、調子が整っているように思われる。

积読は「艮の空に二月は鶴鳥を望む」「国々では鳳凰の月をそれぞれに見る」となろうか。意味は「二月に東北の方角を見ると鶴鳥を望むことができ、国々では夜になると、天下泰平のとき現れると言い伝えられる鳳凰の月が見える。」という意味になろう。大漢和辞典に、「鳳は聖人が世に出れば、これに応じて現れるという瑞鳥で、梧桐に棲み、竹の実を食い、醴泉を飲む。羽毛は五色で、声は五音に中り、飛べば群鳥これに従うという。雄を鳳、雌を凰といふ」とあり、説文には「東方の君子の国から出て、(中略) 見れば即ち天下は大安寧」と記されており、天下平穏の象徴といいうことができる。鳳凰が聖人の出現に応じて現れることを重視すれば、時の聖上を贊美した詩とも見られる。資料年代の8世紀後半という限定された時間の中で見れば、孝謙、淳仁、称徳、光仁、桓武の各帝が候補となるが、その治世からすると光仁もしくは桓武帝ということになろうか。

ところで、鳳凰月という字句だが、そのような月名は大漢和にも収載されていない。場合によると、「国々では鳳凰が月を見ている」と解したほうが良いのかもしれないが、鳳凰が国毎にいるのは瑞鳥の稀であることからすれば不審であるし、第1句との対応からして夜は鳳凰月が見えると探ったほうがしっくりくる。いずれにしても、鶴鳥と鳳凰を対で歌ったものであり、吉祥を招くための呪詩であったと思われる。狹面の巻文に続くものと見れば、道乙と朋道が詩作したもので、それも二月に詠じられた可能性が考えられる。

さて、この紡錘車の銘文の性格を考える上で、一番の問題点は、この呪詩が吉祥を招くものとは見なされ得ても、糸紡ぎとの接点が全く示されていないことであろう。そこでふたたび内容を吟味してみると、「艮」字に謎を解く鍵があるようと思われる。艮は陰陽五行説に由来する鬼門に遊行神である金神の所在が重なる鬼門金神の表鬼門であり、最も忌まれる方角である。そのために、艮の方角を住居の入り口にしたり、その方角の人との縁組み、木や石をいじることを古くから避けってきたのである、京都御所を囲む築地の東北の角は内側に折り込む工夫さえなされている。また、際

史的には平安京の北東に位置する比叡山が王城鎮護の寺として開創された事実や、鬼瓦の使用例などからみても、すでに我が国古代に金神信仰が広まっていたことを知ることができる（註4）。こうした艮の性格を重視すると、この呪歌は鬼門除けを目的とするもので、本来人の命をとるべき金神のあるべき艮を瑞鳥たる鶴鳥の見える方角に転換することによって、鬼門を封じようとするものにはほかならないだろう。そうした場合、道乙と朋道は僧侶を見るよりも陰陽師を見るべきであろうか。のことについては、後に検討を加えてみたい。

いずれにしても、この資料からは紡錘車が糸紡ぎ以外の目的で使用される場合があったことを知りうる。つまり、鬼門封じの目的で紡錘車を用いる場合があったのであり、紡錘車には呪具としての側面があったことを知りうるのである。

## 2 埼玉県児玉郡神川町邑樹原遺跡グリッド出土資料（第2図1）

37号掘立柱建物付近のグリッドから出土した。最大径4.3cm、厚さ2.0cmを測り、断面は台形状だが、斜面部は直線的でなく少しほらんでいる。中心には直径0.7cmの円孔を穿つ。重量は64gを量る。石材は硬砂岩と報告（註5）されている。

側面部に横向きの文字が時計廻りに刻まれているが、擦痕と混じり解読が極めて困難と報告されている。しかしながら、実測図には12文字が示されており、困難な仕事への取り組みに敬意を表したい。熟覧の結果、12文字のうち「観」「大」「力」などは確定文字として良いようである。

さて、環状をなし、書き始めがどこなのかを探すのに苦心するが、筆者は「尔」に注目してみた。実測図には2個所登場するが、「力」の下のものは「きず」であり、「観」の上のものが「尔」と読めた。この字は爾と同字であり、「なんじ」と読むほか「のみ」と読み、文末の助詞となる。この手がかりにすれば、観が書き始めということになる。以下順次見ていくと「観下十大身部力見宜全尔」として良いのではないかと思われる。このうち、やや異体の文字を挙げれば、第6字は「ノ」に作られ、古代に通有の略字である。第2字の「下」は第三画の点がないが、「下」と同字である。第3字の「十」は横画が「～」のように波打ち、縦画も右側にはらむが「十」以外に当てることは考えられない。その他の文字はほぼ問題なく読むことが可能である。全体を読み下すと「下を観るに十大身部力を見る。宜しく全くするのみ」となろう。十大身部力は仏教用語と推測でき、十身の力をことを丁寧に言ったものであろう。すなわち、十身とは仏・菩薩の身を10種に分けたもので、衆生身・国土身・業報身・声聞身・緣覚身・菩薩身・如來身・智身・法身・虛空身を首う（註6）から、仏をその超越した十の属性に分けたそれぞれの力ということになる。

ところで、宜しく全くするのみという表現は、目的語を欠いており、何を宜しく全くするのか不分明である。しかしながら、この場合は、冒頭の「下を観るに」との係り関係から、即座に、順次巻き取られていく糸を連想させることができ、糸紡ぎのことを指しているのは自明の理であろう。言わずもがな省略ということであろう。このような前提に立って意味を探ると「紡錘車の下を観ると仏の靈妙な力が働いている。見れば、糸はよろしく十全に訪がれるばかりだ」という解釈が成り立つことになろう。仏の加護によって糸をうまく紡げるよう願う一種の呪文と見て良いのではなかろうか。漢文の素養があり仏教への造詣も浅からぬ者の文作であることからすれば、僧

個によるものと見て誤りないだろう。

### 3 埼玉県児玉郡神川町官樹原遺跡162号住居跡出土資料（第3図4）

8世紀後半代の堅穴住居跡の床面付近から出土した。最大径5.0cm、厚さ1.4cm、孔径0.6cmを測り断面は台形をなす。重量は56gある。石材は黒色頁岩と報告（註7）されているが、表面が漆黒色を呈し、光沢に富んでいるので、漆仕上げをした可能性もある。

文字は上面と側面に線刻されている。このうち広面には「目臣」の2文字が、側面には時計廻りに「目臣申申」の4文字が刻まれている。このうち、側面の「臣」は字形が崩れていてすぐには解読できなかったが、広面の「臣」と比較検討する過程で確定することができた。また、広面の「目」は第3画以下を右上がりに斜行させる特徴的な文字で、行書的であるが、側面の「目」は楷書体に近いという異同がある。

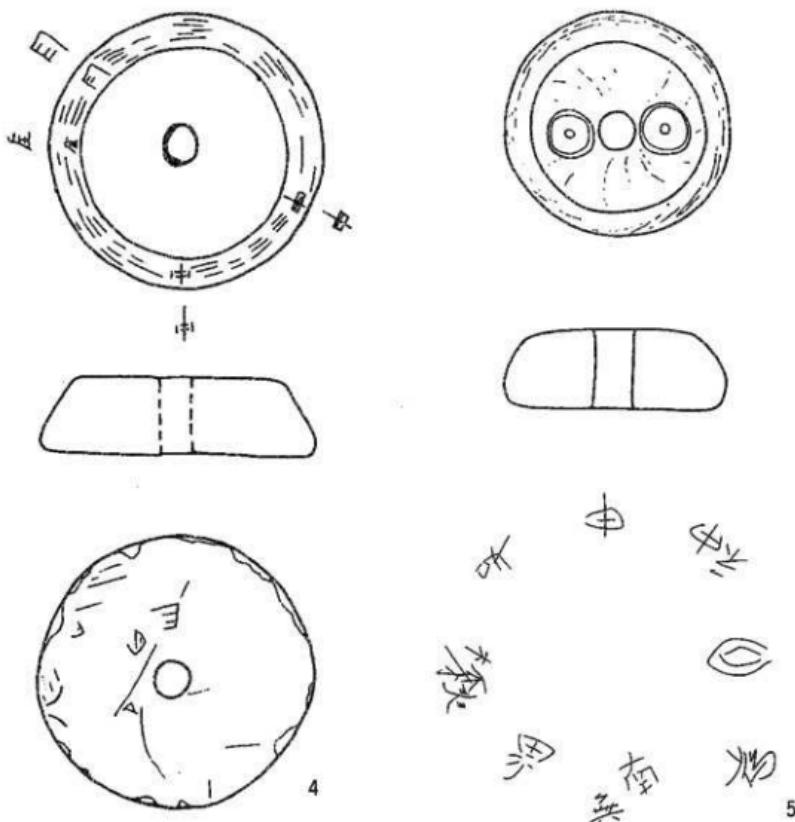
さて、報告書では申を干支と見るが、筆者は「目臣申し申す」と読み下すのが良いと考える。問題は「目臣」である。「さかんのおみ」と読んで國府の四等官最下位=目の職位を有する臣姓の人を差すものかとも考えてみたが、現在は「めのおみ」と読んだほうがよいと考えている。「目臣」は古代人名辞典や資料集にも見当たらぬ、実在の氏族名ではないであろう。ただし、忌部氏の伝承上の祖天太玉命が、またの名を天目一箇神と称することがすぐに想起される。目が一つの神様であり、その子孫が連鎖として神祇祭祀に関わる氏族であることからすれば、解明の糸口となる可能性がある。

次に、「申申」の意味であるが、まずは、「申し申す」は申すを重ねていった言葉で、申すの「寧な言い方とみてよい。つぎに、申すは言うの謙譲語であるほか、神に対して請う、願うの用法があることに注意を払っておきたい。そうすると、これも願文となる可能性があり、「目臣が神にお願い申し上げる」という一見何やら訛の分らない内容となるが、目に象徴される僻邪の性格を考え合わせると、目の靈力によって邪惡なものを避け、糸がうまく紡げるよう神に願うものであろうことが想像される。次に取り上げる千葉県出土資料と共に通性が強く、目に関わる呪術が普遍的なものであった可能性を示唆している。

### 4 千葉市大金沢町ムコアラク遺跡33号住居跡出土資料（第3図5）

9世紀第1四半期に比定できる（註8）堅穴住居の床面付近から出土した（註9）。広面の直径4.0cm、狭面の直径3.1cm、厚さ1.4cmの断面台形状をなす。側面は角が取れ、丸みを帯びている。中心孔の直径は0.7cmである。石材の種類は不明である。広面に1個の記号らしきものと9文字とが環状に一巡している。このうち2字は重複しており、文末と見ることができるので、2つの文が異なる方向に配列されているとの推定が可能である。一つは「記号・神申如林」で逆時計回りであり、もう一つは時計廻りの「為南無界秋」となろう。文字の配置から見て、前者が先に刻まれたのではないかと思われる。

第1文の記号は二重の木の葉形であり、女陰もしくは目を象ったものと思われる。次の神と合せて意味を成すはずであり、ここは目と見ておきたい。そう考えるのは狭面に2個の直径1.5cmの円



4 埼玉県白鬚遺跡162号住居跡、5 千葉県ムコアラク遺跡 いずれも実大

第3図 文字を線刻した紡錘車(2)

形記号が線刻されており、それが中心孔の左右に配され、一対の目を示しているらしく、中心の点が点睛を象徴するものと見受けられるからである。つまり、紡錘車の下側を睨むかのような目と対応して、上面である広面に「日神申如林」と同時に刻まれたものと仮定してみたい。第5字の林は樹木の群がり生えた所の意味が転じて、物事の多く集まつた所の意味を成し、「ことばの林」などの用例があることを踏まえれば、「目の神は林のように饒舌に申す」と解して良いだろう。また、林は囁子とも通じる可能性がある。

なお、辰巳和弘氏の研究（註10）によれば、古代絵画や埴輪に表現された女陰表現の多くは杏仁形の外形とその二つの尖った点を結ぶ直線によってできあがっており、いわゆる木の葉形であるこ

とが明らかにされており、本例を女陰でなく、目と見る傍証とさせて頂きたい。

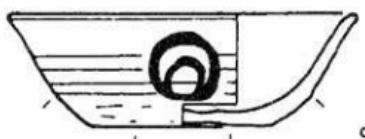
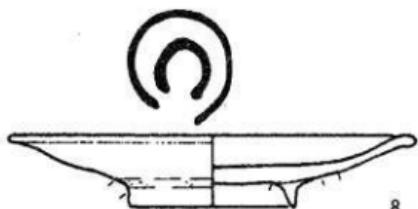
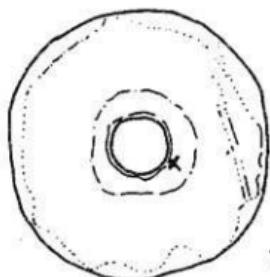
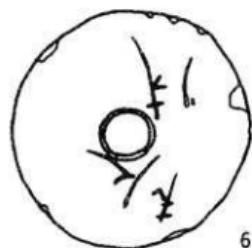
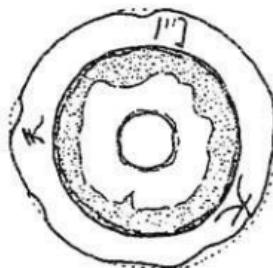
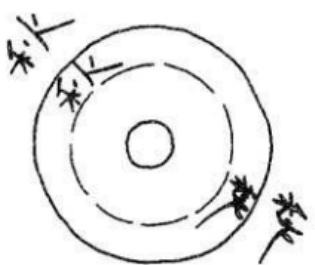
それでも、やはり気になるのは、なぜ目を象った記号を縦に示したのかということである。弥生時代の所産である銅鐸には横位置の写実的な目が避邪視文として鋳込まれている。ところが本例が縦位置に示されたのはどうしたことなのであろうか。紡錘車が9世紀の所産であることから、当然事情は異なるが、漢字を心得ているものが、故意に、目の字の象形化を試みた結果ではないかと推測している。つまり、実物の目を直接象形化したのではなく、漢字の目を一段階前の形に戻したものであり、古文体の目に近いものもある。

その意図は恐らく、日の靈力を強調せんが為であったと思われるのである。

また、本例に近似する図文の墨書き土器が千葉県柏市の花前I遺跡と花前II-1・2遺跡から多量に出土している（註11）。これらは土師器杯の体部外側か皿の内面に墨もしくは朱で描かれる事例としている。筆法に付いては二重円の内側の円を下側から起筆し逆時計廻りに、次に外側の円を同様に運筆するために下側がとじていないものが多く、縦長になる（第4図8）傾向がある。その形態はまさに紡錘車の図文と全く一致するものであり、原因は筆法の一致に帰せられよう。しかしながら、墨書きのなかには正円の内側の下端に接して小円を描くもの（第4図9）も相当数あり、その形態から見ると、元来は眼球そのものを表現したものであった可能性が考えられる。資料の多くは9世紀前葉もしくは中葉の堅穴住居跡から掘立柱建物跡から出土しており、紡錘車とほぼ同一の年代に属することも注意されるところである。また、花前遺跡からは五芒星を描いた墨書き土器も多数出土しており、同一住居より二重円と併出したケースも認められる。このことからすれば、二重円の墨書き記号が道教もしくは陰陽道の呪符と密接な関連を持つ可能性も考えうるところとなる。

第2文の「南無」は梵語の漢訳字で仏や菩薩、三宝に帰依または教礼の意を表す語である。南無阿弥陀仏、南無觀世音菩薩、南無遍照金剛などと用いることからすれば、南無界秋の「界秋」も仏教上の尊い存在ということになろうが、仏名や高僧の名としては人口に膚浅していないようである。群馬県矢田遺跡出土の紡錘車銘「牝馬馬主為鳩名」（註12）のよう為書が紡錘車の所有者に対するものと考えうる場合があるので、界秋という人物に贈られた紡錘車であったのかもしれない。そうであれば、界秋は僧侶の可能性を一応想えてもおかしくはないが、ことさらに南無を冠することは多分にその人物を神化したような表現となつてこよう。場合によると、「南無界秋」は亡くなった僧侶界秋をいつており、その菩提を弔うために、この紡錘車が贈られた可能性も考えうる。こう見た場合、文字の切り合いが理解しやすく、第2文は第1文から相当の時間を経ての追刻であり、第1文と直接関係がないことになろう。ただし、筆跡の同定を経ない不充分な検討であることを明らかにしておかなくてはならない。

また、別の解釈として、秋の字意から、「南無界秋」を実りまたは収穫のことを貢んで言った言葉と見なすことも可能であろう。傍証として、埼玉県上里町檜下遺跡の40-147グリッドから出土した紡錘車（註13）の側面の対向する位置に「秋」が2文字、上面に「秋成」が線刻されており（第4図6）、この秋成は人名を見るよりも、一般名詞の秋成と見て、秋の物成つまり、秋に納入する租税である庸布または調布、調糸などを示すものであろうという私見を示しておく。この場合、第2文は「尊い収穫のために」となろう。そうすると、第2文は第1文と関連を持って意味を探る



- 6 埼玉県檜下遺跡グリッド  
7 栃木県船寄遺跡表面採集  
8 千葉県花前I遺跡  
9 千葉県花前  
6・7は実大、8・9は1/2

第4図 文字を線刻した防錆車参考資料

ことができ、全体としては「目の神は尊い取扱のために林のように鏡面に申す」となる。この「申す」については、人間ではなく神が申すのであるから、願うの意ではなく、呪力を発揮するという意味に採るのが良いだろう。

本資料の銘文は前述の埼玉県児玉郡神川町古樹原遺跡162号住居跡出土資料の「日臣申中」と表記内容が近似するばかりでなく意味も共通する。このことは、日の呪力によって糸をうまく紡ごうとする旨の呪文が古代東国において広く用いられていた可能性を示している。

##### 5 群馬県伊勢崎市上植木光仙房遺跡第37号住居跡出土資料（第2図3）

9世紀後半に比定できる堅穴住居の床面付近から出土した。上面の直径5.0cm、下面の直径3.9cm、厚さ1.5cmを測り、断面は台形状をなす。中心孔の直径は0.9cm、重量は56.7gある（註14）。石材は絹雲母片岩と推定され、下面には漆膜らしき黒い光沢面が残っている。

線刻文字は上面と側面にある。上面には「方」が2文字と判読不能の文字が1文字、それに「×」が1個刻まれている。ここで問題とするのは、側面の文字である。6文字が横向きの逆時計回りで、ほぼ均等の間隔を置いて配置されている。打ち込みと払いにメリハリを利かせた達筆な文字であり、三折法を踏まえたものと見て取れる。駄文は「天矢未天矢」で誤りないとと思われる。6つの文字は互いに近似した字形を持ってはいるが、筆者は篆書とみる必要はないと考える。「天の矢は未だ天の矢なり」と読み下すことができ、軸を伴って使用する際の紡錘車を天の矢になぞらえたものであろう。天の矢といえば、ただちに天羽羽矢や天加久矢が想起されるが、そのような天の矢の靈妙な力を借りて糸を上手に紡ぎたいという願いが込められているよう。また、「未だ天矢」とするのは、この糸紡ぎの道具の靈性が永遠であれという祈りを託した表現であるとともに、紡錘車に付き物の惰力の減衰を避ける一種の呪文であったのではないかと推測する。つまり、天の矢の永久的な回転にあやかろうとする呪文でもあったのではなかろうか。

この資料は既に見えていた陰陽五行説や仏教に係る資料とは異なり、また日の呪術とも別系統の呪文であり、在来的なものかと思われる。恐らく即興的なものではなく、なにかしら下敷きとなる信仰があったはずであるが、それは神祇信仰の領域に属する可能性が高いように思われる。

### III 仏画などの絵画を刻んだ紡錘車

関東地方における奈良・平安時代の線刻紡錘車のうち、絵画またはその可能性をもつものは、僅かに2県5遺跡6点を知り得たのみであった。これらの線刻に関する事実記載や状況・内容等々について、各遺跡の報告書などを基にして、以下に概述する（註15）。そして、その後第IV章3節として各事例についての私見を述べ、ついで第V章として簡単なまとめを行いたいと思う。

##### 1 群馬県沼田市戸神諏訪II遺跡出土資料（小池1992・第5図1）

戸神諏訪II遺跡は、薄根川右岸の最上段丘面上に立地している。遺跡からは「宮田寺」と称された寺院跡が検出されており、線刻紡錘車（第5図1a～c）は区画溝に囲まれた寺院域の、南西端に位置するA区47号住居跡から出土した。この住居跡は、長径4.20m・短径3.54m・深さ0.81mを測

り、主軸方向はN-71°-Wを指す。土師器甕・須恵器壺のほか、鉄製品の破片が共存。線刻紡錘車は蛇紋岩製で、ほぼ完形。東壁際の覆土中からの出土である。広径4.9cm・狭径2.8cm・厚さ1.7cm・孔径0.9cm、重量61g。9世紀前半。

紡錘車の正面には、軸孔方向を上位にして「有」が3文字、記号風の「×」が4箇所線刻されている（同図1a）。そして側面には、正面側を上位として「有二酒麻呂」の文字（同図1b）と、狭面側を上位として「寺院」の絵画線刻がみられる（同図1b・c）。

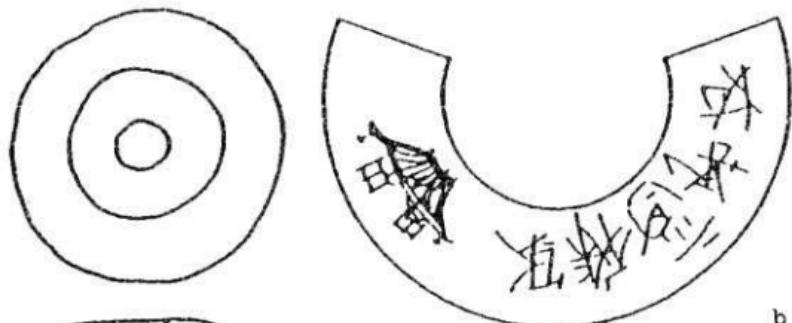
「寺院」線刻画の各部分について、報文を基に記述していく。屋根は入母屋または寄せ棟造り風で、細かく縱方向の線が入る。そしてその位置・形状から、棟の両端には鶴尾・軒先には風鐸と思われる表現が刻まれている。屋根の下にはそれぞれ3本の柱がみられ、柱の上部には斗拱状の線刻も認められる。この「寺院」は屋根の表現からみて瓦葺きと考えられる。この点に関して報告者は、「遺跡内からは一片の瓦も検出されておらず宮田寺の屋根は瓦以外で葺かれていたことになり、線刻画の寺院とは異なることとなる。線刻画の寺院は、国分寺等の瓦葺きの寺院あるいは瓦金堂等を模写したものと推定され、線刻の人名は紡錘車の所有者のものであると考えておきたい」（小池前掲書）と述べておられる。

## 2 埼玉県児玉町枇杷橋遺跡出土資料（菅谷ほか1973・第5図2）

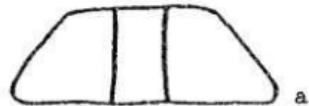
枇杷橋遺跡は、児玉丘陵北端に相当する台地上に立地する平安時代を中心とした遺跡である。線刻紡錘車（同図2）は、16号住居跡から出土している。住居跡のプランは不明のため、規模・主軸方向等も不明。ほかに土師器甕・須恵器甕・蓋・壺の破片が少數伴出している。線刻紡錘車は蛇紋岩製で、一部キズがあるもののほぼ完形。広径4.9cm・狭径2.6cm・厚さ1.6cm・孔径0.7cm、重量58g。時期は9世紀後半であろうか。

紡錘車は、側面に放射状の細い線刻13本があり、これを切り込むように文字と絵が刻まれている。顔の線刻から左回りに、「藏（？）・児・武（？）・□・藏・玉・大」と読んだ。（中略）文字は「武藏児玉」と判読できよう。他に読めるものは「有」と「大」である。枇杷橋遺跡のある児玉町金屋は和名抄によるところの武藏國児玉郡であるから、所在地名を記していると思われる。有と大は不明で、あえてこの附近と関係ある有は前記の有道氏の有、大については和名抄には児玉郡に太井郷があるが原本では大になっている。このように有と大についてはそれこそ不明で何を意味しているか理解できない。遺跡のある金屋は和名抄で振太郷と比定されているところであり、かりに武（？）と藏の間の不明な文字が振の辰に近いと読めば振太郷を意味すると思うがこれさえも全く不明である。報告者は「蛇紋岩に線刻したため、堅く、滑った関係のない線も入っているであろう。」と述べておられる。

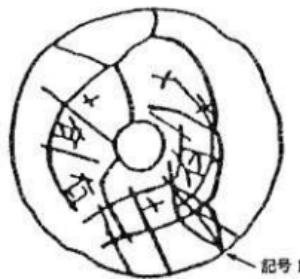
次に、線刻画は人物顔である。「顔は、眉毛・眼・鼻・口それに顔の輪郭がはっきりと描いて、顔の大きさは縦1cm、横0.8cmで眉毛は頭の輪郭線にはほぼ接している」（以上、菅谷ほか前掲書）。報告者はこの人物顔を「戯画」と記されている。



b



a



記号 1



c



2



3

1 群馬県戸神諏訪II遺跡（小池 1992）

2 埼玉県枇杷橋遺跡（菅谷ほか 1972）

3 同県下宿遺跡（吉見 1999）

＊ 1a～3は実大、1b・cは拡大して用いた。

第5図 絵画を線刻した切妻車(1)

### 3 埼玉県北本市下宿遺跡出土資料（吉見1999・第5図3）

遺跡（註16）は、西を荒川低地、北と東を開拓谷に画された台地上に立地する、古墳時代～中世におよぶ集落遺跡である。線刻紡錘車（同図3）は、3号住居跡からの出土である。本住居跡は、長径5.4m・短径3.4mを測る。ほかに土師器壺・須恵器の転用碗、火打金などが出土。

紡錘車は蛇紋岩製で、一部表面が剝離しているがほぼ完形。広径4.51cm・狭径3.14cm・厚さ1.49cm・孔径0.7cm、重量47.6g。9世紀前半。広面には「牛廿」の2文字と、「百」字状の線刻、そして2点の絵画が線刻されている。

吉見昭氏の解説文（吉見 前掲書）に従って既述していく。「牛廿」は「うしかい」と読み、紡錘車の所有者、または絵の線刻者の名前と推定された。「百」字状の線刻は不明である。

ついで、絵画線刻に移る。図中右側の線刻は、右手の掌を外側に向けて立て、親指と人差し指を捻じる「施無畏印」のように見えることから、如来の印相を表現しているとされる。左側は、人物様の線刻である。而長頸部の隆起は肉瘤を、額の横線は髪際を表し、首の表現は省略された三道と解釈された。奈良～平安時代の仏像では、祇迦も薬師も阿弥陀も「施無畏印」を結ぶ例があり、手の印相だけでは、いずれかに特定することまではできないが、人物と手の両方の表現から、如来と推定できるとのことである。同氏はこの線刻者について、「絵を描くことを得意としていますが、絵を生業とする専門の絵師ではないようです。しかし、仏像線刻画がこの時代の仏画の雰囲気を窺わせることや、仏に対する知識、仏画を描く技術を身につけていたところからみて、作者が実際に仏像や仏画に接する機会の多かった人物」であり、「仏教を信仰しており、仏像を刻んだ紡錘車を使うことにより、良い糸がたくさん紡げるように祈ったもの」と述べておられる。さらに同書において、「本来、他人の目に触れることのない紡錘車の小さな空間に仏を刻んでいることは、この信仰が個人のものであることを証する」であるとの重要な指摘をされている（以上、吉見 前掲書）。

### 4 埼玉県熊谷市北島遺跡第14地点出土資料（鈴木ほか1998・第6図4・5）

北島遺跡は、荒川によって形成された扇状地形の、扇端部に該当する自然堤防上に立地している。绳文晩期から中世におよぶ複合遺跡であるが、とくに平安時代を中心とした大集落といえる。線刻紡錘車は46号住居跡と、59号住居跡から1点ずつ出土した（註17）。

#### ・北島遺跡第14地点59号住居跡出土例（第6図4・註18）

まず、線刻の遺存状況の悪い59号住居跡出土例から紹介していく。本住居跡は、長径5.59m・短径4.31m・深さ0.15mを測り、主軸方向はN-4°-Eを指す。土師器壺・壺・須恵器壺のほか、土鍤・鉄製刀子（か）の破片、貝塚穴痕泥岩（か）が伴出。

線刻紡錘車は、床面直上からの出土である。蛇紋岩製で、部分的に剝離している箇所があるがほぼ完形。広径5.1cm・狭径4.4cm・厚さ1.2cm・孔径0.8cm、重量67.1g。9世紀中頃。紡錘車を回転する際の手擦れのためか、全体的に摩滅が激しく、線刻は不鮮明である。狭面と側面に線刻をもつが、広面はないと思われる。この紡錘車の狭面は、軸孔の周間が幅1cmほど帯状に窪んでいる。便宜上、外側の部分を外周、内側の窪んでいる部分を内周と呼称して記述する。

この線刻紡錘車には、狭面外周と側面には、長さ約6mm・幅約2mmのキズ状を呈する幅広の線が

多数存在する（同図4アミ部分）。狭面外周だけを見るならば人為的とは考えないであろうが、側面にもみられ、しかも面を区画するかのように縦方向に存在する点から、人為的可能性が高いと考えたい。但し、管見において類例はなく、自然のキズまたは使用痕としては考えづらい。そしてこれは同時に、人為的な事例としても類例がない、ということになる。この点については類例を持ちたいと思うが、小稿では人為的可能性を指摘しておく。

線刻は、既述のように摩滅が激しく、狭面内周ではほとんど消えてしまった状態である。しかし、人為的な線刻は推定できるが、絵画・記号・文字などのように、意味をもつものであったのかは不明である。紡錘車の使用時にあたっては回転をかけるわけであるが、その際もっとも摩擦の生じる部位は、広面際の側面部分である。従って、側面の摩滅が最も激しいのであれば理に適っているといえるが、それ以上に、狭面（しかも内周）の方が激しく摩滅していると思われる所以であろうか。あるいは、元々これだけの線刻しかなかったのか否かは測りがたい。狭面ほどではないが、側面の線刻も摩滅が著しい。摩滅によって読み取りができなくなり、図化の段階で別の形（あるいは記号・文字）になってしまったものや、消滅してしまった線刻もあると思われる。側面中にみられる空白の部分は、あるいは線刻が消えてしまった箇所の可能性も充分に考えられる。

ついで、側面の線刻を観察してみる。線刻の位置を示すため、図中のアルファベットで部位を示して表現していくこととする。P・Mは各々別個の線刻であるのか、あるいは一連のものであるのか。Mと、その右隣のJ2までの間に見える線刻も、別個であるのか一連のものであるかは判断できない。次に紹介する46号住居跡出土紡錘車の側面にみられる線刻画のように、縦長または横長の絵が描かれているという可能性も否定できない。

J3・R・J4・S・Nはそれぞれが交わらない位置関係にあるが、各々別個の記号・文字であるのか否かは不明である。Mは固構え（口）をもつ文字のような形状であるが、内側が読み取れない。あるいはMの左半分が「臣」であろうか。Nは「月」または「日」に近い形状ではある。この2点が文字であるならば、ほかにも文字が存在することも考えられるが、文字として読み取ることはできなかった。これらはあくまでも、各線刻の形状を一瞥しての印象であり根拠はない。先述のように、ここに図化されている線が線刻時の線すべてを表現できているとは限らないため、いずれも不明であるとしかいえず判断は出来なかった。残念ながら、絵画線刻の可能性をもつ1例として掲げるにとどまる。

ちなみに、この紡錘車が出土した住居跡自体は、他の住居跡と異なる点は特にみられなかった。

#### ・北島遺跡第14地点46号住居跡出土例（第6図5）

本住居跡は、長径4.19m・短径2.94m・深さ0.22mを測り、主軸方向はN-79°-Eを指す。土器器坏・壺・須恵器器坏の破片少數のほか、鉄製刀子の破片が伴出している。

線刻紡錘車は、床面直上からの出土。滑石製で、ほぼ完形。広径4.3cm・狭径3.2cm・厚さ1.2cm・孔径0.7cm、重量37.1g。9世紀中頃。広面・狭面・側面ともに線刻をもつ。広面の線刻は鮮明であるが、狭面のものは広面に較べればやや不鮮明である。側面の広面側部分では、紡錘車を回転させる際の手擦れによるためか、他の面に比して摩滅している。但し、この紡錘車の表面はきわめて滑らかで、明瞭に使用痕と指摘できる箇所がない。側面では面取りする際の調整痕と思われる、

横方向に走る細いキズが残っている程度で、線刻は3面ともに鮮明度が高い。

広面の意匠は、輪孔を中心として2重の線刻が成されている。その形や位置関係から、外側は花弁、内側は花芯を表現していると思われ、花ビラを上面から描いたものと考えられる。全体的に線の運びは滑らかで、バランスも整ったものである。花弁の数え方にもよるが、おおむね10弁ないし11弁の線刻が観察される。描かれている花の種類としては、その形状から「蓮」とみるのが自然ではなかろうか。線刻はかなり描き慣れた人物の手になるとみられる。

狭面の意匠も、輪孔を中心として上面からみた花ビラが線刻されているが、広面とは異なり2重ではない。先端部に丸味をもった花弁が8枚描かれているが、各花弁の切り合い関係から、花弁を時計回りで描き送ったと推測できる。線刻は比較的雑で、花弁の大きさも不均等である。広面の線刻に比して、全体的に緻密さに欠けるといえよう。報告書に事実記載する際には、花の種類には言及しなかったが、形状から推してこれも「蓮」とみるのが妥当ではないか、と現在では考えている。広面の線刻に較べて線の運びはぎこちなく、花弁の大きさはまちまちで、花弁の並びもバランスが取れていない。これらの事柄と、花芯の表現がないことなどは、狭面では線刻するスペースが小さかったことによるのであろうか。あるいは線刻者が異なるのであろうか、残念ながらそこまでは判読することができなかった。

広面・狭面の意匠がそれぞれ1点づつであり、それが花を表現していることが明瞭に判別できたのに対し、側面では複数の図柄が線刻されていると考えられ、しかもその内容はきわめて不明瞭である。

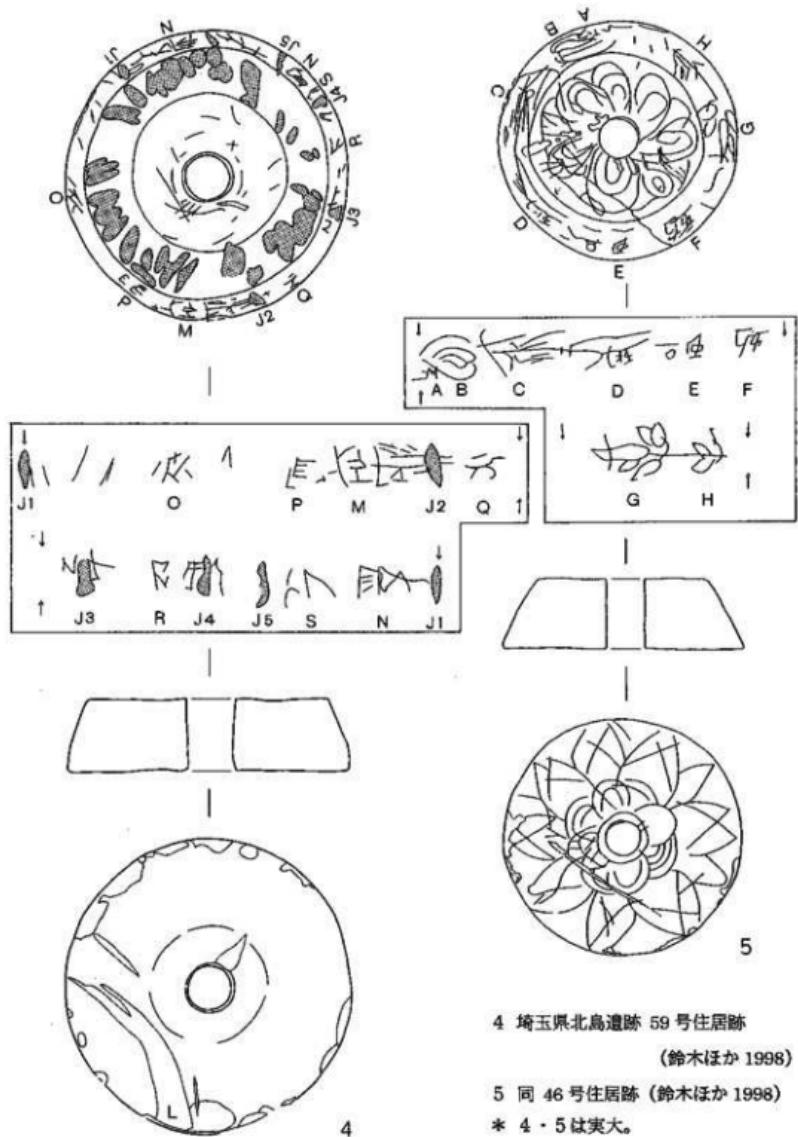
記号・文字・絵画のいずれであるのか。39号住居跡と同様に、図(第6図5)中に振ったアルファベットを併用して記述していきたい。

Gの部分は花弁、G・Hをつなぐ横線は茎、Hは葉の表現、つまり植物を横方向からみた意匠であると思われる。Bは花弁、C(またはDも)はこれに続く茎・葉ともみられるが、各部位とも不明確であるといわざるを得ない。A・E・Fの部分については、残念ながら判読することができない。側面は、横方向からみた花を1~2箇所描いているとみなしたい。横方向(=縦長の絵)にしたのは、側面という一方に向長い画面によるのであろうか。花の種類としては、広面・狭面の図柄およびG・Hの部分の形状から、やはり「蓮」ではないかと思われる。

以上から、これらの意匠は、広面と狭面では「蓮」を上方向から、側面では何らかの花を横方向から表現している可能性が高い。この紡錘車の線刻が「蓮」である可能性はきわめて高いと思われるが、そうであるならば、やはり仏教との関連性が強い資料と見なせるのではないか。ちなみに、この紡錘車が出土した住居跡自体は、ほかと特に異なる点はなかった。

##### 5 埼玉県川越市龍光遺跡出土資料(天ヶ崎1999・第7図6)

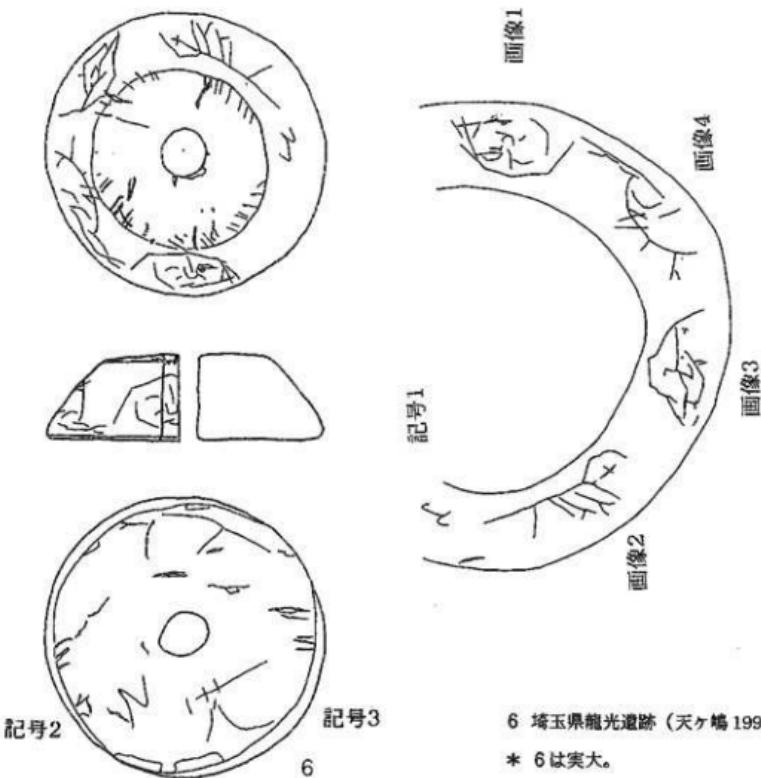
遺跡は、入間台地の東端部上に立地する、奈良時代と中世の集落遺跡である。線刻紡錘車は、1号住居跡からの出土。この住居跡は、調査範囲外に続くこと・5号住居跡(8世紀後半期)に切られていること、そして住居跡の1辺が4.8mであること以外に、詳細は不明である。須恵器壺の破片が伴出。



4 埼玉県北島遺跡 59号住居跡  
(鈴木ほか 1998)

5 同 46号住居跡 (鈴木ほか 1998)  
\* 4・5は実大。

第6図 絵画を線刻した紡錘車(2)



第7図 絵画を線刻した紡錘車(3)

線刻紡錘車（第7図6）は、住居跡の北西コーナーの周溝上よりの出土。蛇紋岩製で石自体は青緑色であるが、表面に漆が塗られており、光沢のある黒色を呈する。ほぼ完形。広径4.8cm・狹径3.0cm・厚さ1.4cm・孔径0.7cmを測る。報告者の天ヶ嶋 岳氏の文章（天ヶ嶋 前掲書）に従って記していく。線刻は、紡錘車の広面に2箇所（記号2・3）、側面に4箇所（画像1～4）みられ、この他に狭面には何本かの平行線状のものが引かれている。これらの線刻は、黒漆を塗彩後に行われたものである。天ヶ嶋氏は、平行線状の線刻は装飾の可能性が高いと指摘している（註19）。さて、この紡錘車にみられる線刻のうち、最も興味深いのはやはり側面の「画像」であろう。

「画像1」は、「目」の下に小さな鼻があり、その両側には「髭」がやや下向きに須を描いている。髭は絵巻にみられるように上層階級の象徴であることから、この画像は一般民衆を描いたものとは思われない。

「画像2」は「獣」で、左に長くのびた「尾」があり、「足」は5本描かれ内2本には「蹄」または「指」と思われる線刻をもつ。「頭」の部分は全体に比して大ぶりな橢円形で、細かな線刻がみ

られるが不明瞭である。直線的な「尾」や、特徴的な「頭」などから「犬」「狼」「走っている馬」などの可能性が挙げられている。

「画像3」は人面の可能性が高いと思われる(註20)。疑似台形の下に「日」のような点刻、その下を区画する「頬」のような表現などから、帽子状のものを被った人物の可能性を指摘しておられる。

「画像4」については、「人面」「獣」「魚」「太陽」等々の意見が出たとのことであるが、天ヶ嶋氏は「獣」の可能性を考えられておられる。その理由として、画像3を「人面」とすれば側面の線刻は、「人→獣→人→獣」という構成となり、銅鏡などにもみられる一般的なものと指摘された。その場合、この紡錘車の人は「神」として捉えるべきか、との疑問も併せて示しておられる。

繰り返しとなるが天ヶ嶋氏では、「人(神)-獣-人(神)-獣」と解釈(註21)し、「無」から「有」を生み出すものとして、当時の人々がこの紡錘車を神聖視した、と推論された。

また、本資料のように漆仕上げを施す例の多いことや、蛇紋岩の産地などから、在地で製作されたものではないことや、紡錘車の重心をとる技術が一般に普及していたとは考えにくいこと等々から、「紡錘車製作の工人集団」の存在の可能性を挙げておられる(以上、天ヶ嶋 前掲書)。

## IV 考 察

### 1 鬼門封じの呪詩と陰陽師

埼玉県大里郡阿佐谷町熊野遺跡1次調査9号住居跡出土資料は狭面に「道乙朋道具伏状」、広面の一一行目に「良天二月朋観見」二行目に「国國鳳凰月見見」と線刻文字があり、道乙と朋道が作詞した七言古詩の体裁を持つ願文である。内容は瑞鳥の出現を歌った吉祥詩と見えるが、「良」の文字から、鬼門封じの呪詩とみるべきとの見解を個別検討述べた。

ここでは、鬼門について先学の研究成果を掲げながら明らかにした上で、道乙と朋道が陰陽師と見なしうるのかどうか、また、このような呪詩がどのような背景をもって出現したのか考えてみたい。

#### (1) 鬼門について

さて、鬼門は今日でも新居建築の際には必ず取上げられ、家屋の東北に当たる位置には玄関や便所、風呂の配置を避ける配慮が為されている。このような鬼門の起源は古く、1世紀に書かれた『論衡』所引の『山海經』には「東海度朔山には大きな桃の樹があり、蟠屈して三千里に及び、東北に門があって、鬼門といい、万鬼が出入りする。神荼と鬱羅の二神があって、無道の鬼を監視し、葦の紐で縛って、虎に食わせている。もしその兄弟の監視が無ければ、鬼門を忌むべきである。」とその起源伝承が記されている。また、『風俗通義』に「県官が常に驅除夕(筆者註おおみそか)は門に桃人を飾り葦の紐を垂れ、虎を画く」のは、そのことに倣って、願わくば凶を衛らんとするものだとあることから、鬼門に対する呪術がすくなくとも唐代にはひろく行われていたことを知ることができる。また、対馬忠氏は黄帝が門神の祭りを始めたという由来を示すとともに、道教起源の鬼門が我が国の陰陽道に取り入れられていった経緯(註22)を陳べられている。

いっぽう、「国史大辞典」では『山海經』のほかに『神異經』を引き、「東北に鬼星あり石室三百戸其一門に題して鬼門と曰う」という別の起源伝承を掲げ、陰陽説では鬼門の方角は北の陽から東の陰に転ずる急所として警戒されてきたこと、我が國では古来東北の隅は日之少宮（ひのわかみや）のある所で犯すことができないとされていたことを挙げている（註23）。

さて、鬼門が我が國でどのように扱われたかというと、「叡岳要記」に、「桓武聖主が長岡京を廃し、平安城に遷る時、雲峯が帝都の丑寅に至り、嵐の徑が鬼門の凶害を成した。時に大師自ら伽藍の基礎を開いたので、聖主は深く叡山の護持を持み、それより以降当山を以て皇帝本命道場とした。」とあるように、宮城の東北に寺院を建立して鬼門封じを行ったことが知られる。その後も、「吾妻鑑」には、鎌倉幕府が幕府の鬼門に五大堂を、関東の鬼門に五大明王院を建立したことが見え、「大歓院殿御宝紀」には天海大僧正が願によって江戸城の鬼門に当たる忍禪の地を賜って、伽藍（筆者註寛永寺）を創建したことを載せるが、これらは平安京の故事に倣ったものである。このように、都市の鬼門封じには仏法の力を用い、恒久施設としての寺院を建立したことが知られるが、このほかに神祇祭祀である道豐祭が都の四隅で行われ、後に陰陽道祭祀である四角祭に変容した（註24・25）ことが知られている。これらは懸置をそこで斎することによって退散させようとする一種の祓除であるが、神祇令に定めがあるので、奈良時代に遡るものといえる。これは東北の角のみを対象とするものではないが、方位の四隅に四門があって、乾を天門、巽を地門、坤を人門、艮を鬼門とする陰陽説に基づくものと見なされる点では鬼門除けと関係浅からざるものがあろう。

それでは、より小さな単位である集落や家や個人にとって鬼門がどのように扱われてのかを徹する史料はどうかというと、陰陽道祭祀が国家祭祀の枠を越え、個人的な招福除災の呪術として貴族、庶民に広がった段階に至って、はじめてその一端を明らかにしうる状況である。その段階では金神信仰と結びついた形で鬼門にいる金神つまり鬼門金神が特に恐れられることとなり、北東の丑寅（艮）の方角が表鬼門として最も忌み嫌われ、その対極にある南西の未申（坤）も裏鬼門として畏怖されることとなったのである。この金神は年、月、四季に応じてその方位を移す遊行神であり、殺戮を好み、祟りを成す神として恐れられたが、そのために、曆法に基づいた日柄方位の禁忌が発生することとなった。つまり、金神のいる方角を避ける方忌の概念が発生すると同時に、金神七殺を回避するための方違の風習が生まれたのである（註26）。

しかし、金井徳子氏の研究によると、「兵範記」の仁安2年6月22日条に金神の忌の発生と沿革が詳細に伝えられており、この記事から金神の発生は陰陽家ではなく暦家の清原頼隆と定俊によるものであって、時期は承暦年間（西暦1077～1080年）頃という（註27）から、金神信仰は意外に新しく、鬼門金神の禁忌はより年代がなることとなる。按するに、純粋な鬼門禁忌は「隨意錄」に「これ固より怪説にして信すべからざるなり」（註28）という意見もあるように、次第に衰え、中世以降に至って、金神除けや金神封じの祈禱師が繁盛し、諸国を廻る内に再び隆盛を得たのではないかと思われる。

したがって、桓武天皇の時期に強く意識された鬼門の禁忌と鬼門封じの呪法は早くに変質し、陰陽道の成立する平安時代中期頃には貴族、庶民の関心は、金神、天一神、太白神などの遊行神への強い禁忌とこれを避けるための方忌、方違へと移っていたものと考えてよいであろう。けだし、

桓武天皇の陰陽道における位置に付いてはここで少し触れておく必要があろう。村山修一氏はわが国古代の陰陽道が歴史的に四つの時期に大別できるとし、その第三期の開始を桓武朝にあてている。そして、桓武天皇は生母高野新笠夫人が百濟王武寧王の子純陀太子の後裔で、帰化系である和氏朝臣の出身であったから中国の陰陽道・儒教等に关心が深く、延暦四年（785年）および六年に河内国交野で吳天上帝をまつり、六年には父光仁天皇をも配祀した事実と、それが中国の革命思想に基づくもので、陰陽道の政治予言説である讖緯説に由来していることを明らかにしている（註29）。このように国際性を備えた英邁な桓武天皇は当時最新の学芸であり、かつ帝王学としても枢要な位置を占める陰陽の術を自ら駆使した数少ない天皇であったのである。しかるに跡を受けた平城・嵯峨・淳和の三代は儒教を重んじ陰陽道的な呪法を敬遠したという。熊野遺跡出土の紡錘車が8世紀後半という年代幅を与えられている内で、この桓武朝と接点を持つている可能性は考えられなくもない。

結論的には、古代とくに奈良時代から平安時代前期における鬼門は都城における祓除と鎮護寺院の建立以外はほとんど判らないということになり、ことに集落や家、個人が鬼門とどう向き合ったのかを知る史料は皆無という状況である。ただし、この紡錘車を出土した熊野遺跡は発掘調査の結果、古代榛沢郡衙である可能性が高く、一般集落とは一線を画している（註30）。

出土瓦から8世紀第2四半期の創建と推定されている岡庵寺は郡衙に附属する都寺である可能性が指摘されており（註31）、その位置は熊野遺跡から見るとほぼ東北の方角に位置している。寺域の発掘調査を経ないことには確実なことは言えないが、郡庁の鬼門に意図的に配置された可能性を指摘しておきたい。

## （2）法師陰陽師について

紡錘車に格調ある七言古詩を刻んだ（あるいは刻ませた）道乙と朋道は漢詩の素養を持つ知識人であっただけでなく、陰陽学を修めた人物であったと考えられる。しかし陰陽師であったかといえば、いくつかの疑問がある。その一は律令官制にいう正規の陰陽師が8世紀後半代に東國の一郡衙付近に居住していたと見て問題ないのかという点、その二は二人の名前が氏名（うじな）を伴わず、僧号に類似する点である。この2点について陰陽道研究者の研究成果に導かれて若干の検討を加えたいと思う。

さて、わが国では律令時代に中務省の管轄下の小寮として陰陽に関する仕事を取扱う陰陽寮が設置された。『令集解』職員令によると、そこには事務官として頭1名、助1名、允1名、大小属各1名の四等官が置かれ、技官として陰陽師6名、漏刻博士2名、技官兼教官として陰陽博士1名、曆博士1名、天文博士1名、生徒として陰陽生、曆生、天文生各10名、吏員として守辰丁20名、使部20名、直丁3名が置かれ、總員は89名を数えた（註32）。陰陽寮は中央官制であり、国家的な業務に従事したわけだが、地方官制ではどうであったか。天平宝字二年（757）六月には太宰府の陰陽師余益人に百濟朝臣の姓を賜っており、天平二年（730）には東海・東山・山陰・西海各道に節度使とともに陰陽師が配置されており、地方の陰陽官僚制が知られる。また、平安時代に入ると、嘉祥四年（851）出羽国、元慶六年（882）陸奥国鎮守府、貞觀十四年（872）武藏国、同十八年

(876) 下總国、寛平三年（891）常陸國にそれぞれ陰陽師が置かれ、『類聚三代格』には「この国は必要に近く安んずるに危を忘れず、不慮の成占にあらざれば決し難し」と見え、エミシ征討に関係して陰陽師が要請されたことが判る（註33）。

この事からすれば、武藏では國府に陰陽師が常置されたのが、9世紀後半のことであり、道乙と朋道は正規の陰陽師ではありえないことになる。しかしながら、正規ではない陰陽師というものがあったのかどうかが検討課題として残る。

そこで、わが国の陰陽師の出自を見ていくと、古いところでは、推古天皇の十年十月に來朝した百濟僧觀勒が階本・天文地理書・通甲方術書をもたらし、法興寺を本拠として弟子達に陰陽学を講じ、蘇我馬子の強力なプレインとなったことがよく知られているように、陰陽学の導入期にあっては、半島からの渡来人、わけても僧侶達がその中心であったことが判る。

この蘇我氏と対抗関係にあった推古天皇は十六年九月に高向玄理・南淵譲安・慧隱らの学生や留学僧を唐に派遣したが、僧曼や高向玄理らは新漢人であり、蘇我氏と結んだ朝鮮半島からの渡来人とは自分が異なっていた。そして、新漢人は天皇の命を受けて隋・唐に留学し、最新の學問・制度・文物などの知識をもたらし、統一國家の樹立を志す朝廷に重きを成した。舒明天皇の四年八月に帰朝した僧曼は天皇による最初の育寺である百濟大寺の造営を建言したほか、国博士に任じ、かずかずの予旨などをなしていることから陰陽學に通曉していたことが判る。つまり觀勒と同様に仏教と陰陽學を兼修した新知識であったことが注目されるのである（註34）。次いで、持統天皇六年（692）三月に、陰陽博士沙門法基と道基が各々銀二十両を下賜されているのは、二人が藤原京の鎮祭に関わったためと推定されており、ここでもやはり、僧侶の陰陽師の活躍が示されている。

奈良時代に下がっても、称徳天皇の寵を受け、後に失脚した道鏡の様に陰陽道に精通した僧侶のあったことは注意しておかなくてはならない。道鏡は如意輪法を代表とする宿曜道に通じ、このほかにも数々の呪法を執行したが、宿曜道とはト占による人相判断、病氣治療なども含む密教的陰陽道にはかならないという（註35）。後世、陰陽道を習い、祓いを行なうような僧侶を僧陰陽師または陰陽師法師などと呼ぶようになるが、「今昔物語」には播磨の陰陽師法師で達人の智徳や紙冠を付けて祓いをした内記上人寂心の話が載せられている（註36・37）。このように、わが国の陰陽道の歴史を見ていくと、僧侶が陰陽道に占める位置は一貫して大きかったことを知ることができる。

その一方で、僧侶が官人としての陰陽師に就くためには、還俗が課せられることになっていた。これは田村圓澄氏が述べるように、天武天皇による陰陽寮設立の目的が律令国家権力による陰陽道の独占掌握であったとの前提に立てば、僧侶の陰陽道からの隔離が絶対条件となる。この観点からすれば、陰陽道に造詣深い僧侶の官人化を推進したのは当然であって、その還俗は、諸刃の剣である陰陽道を律令国家以外の利用に供することを拒否するためであったと考えるべきであるという。しかし、知識人である当時の僧が尚易に親しみ、陰陽道を理解するのは、不可能ではなく、その逆用という危惧を除去することができないために、僧尼令という法規によって強い規制を課すことになったと説く。その第一条には、「凡そ僧尼上玄象を観て、仮て灾祥を脱き、詔國家に及び、百姓を妖惑し、併せて兵書を読み、人を殺し、奸盜し、及び詐て禦道を得たりと称せらば、並に法律に依て、官司に付けて罪を科せよ」とあり、「観玄象」と「説災祥」などの陰陽師の専断事項を禁じ

ている。また、僧尼令は「吉凶を卜相」し「衆を集め教化し、並せて妄りに罪福を説く」僧の還俗を規定しているが、とにかく陰陽道を政治批判に結びつけるところの僧に対する律令政府の不安と警戒の念を読み取ることができるという（註38）。

このような還俗陰陽師の実例を挙げると、大宝元年（701）に恵耀・信成・東樓が勅により還俗して本姓に復さしめられ、恵耀は錄兄麻呂（陰陽博士）、信成は高金藏（陰陽師）、東樓は王中文（天文博士）となった。次いで、大宝三年（703）に新羅沙門行心の子である降寛が還俗して金財（算階）と名乗った。また、元明天皇の和銅七年（714）に義法が「占術を用ひむが為めなり」という理由で還俗を命じられ、大津連意毗盧と名乗り、その後かれは陰陽師となり、陰陽道を学生に伝えた。

以上のような陰陽道研究者の成果に鑑みて、熊野遺跡出土紡錘車にある道乙と朋道は陰陽術の心得はあっても本分は僧侶であったと考えられる。それは、律令官制における陰陽師は大宝元年以降には還俗させられたことと、武藏国に陰陽師が置かれたのは9世紀後半であることを根拠とするものである。このように僧でありながら陰陽術に通じた者は後世言うところの陰陽師法師であるが、律令規範の貫徹されていた8世紀後半にあっては、僧尼令によって統制されていたはずであり、天文を觀て天変地災を説くことや吉凶の占術は処罰の対象となっていたであろう。ただし、鬼門封じの慎ましやかな呪いとして言霊の力を借りた吉祥の漢詩を作ることは許されたのであろう。この七言古詩は踏韻や修辞にそれなりの意が用いられており、鳳凰の故事を下敷きとしていることからも、かなりの教養人の作詞と見なしうる。もし、この詩が二人の作であれば、奈良時代の地方僧侶が身につけていた教養の指標となるが、俗謔化した呪詩を探った可能性も考慮に入れておかなくてはならないだろう。

二人は郡守の有力候補と目される仮称岡庵寺に所属する僧であった可能性を考えてみたが、そうであれば、僧坊に起居したはずである。ところが、紡錘車を出土したのは郡衙と見られる熊野遺跡の小さな堅穴住居跡であった。このことを合理的に説明しようとした場合、郡衙の下級職員であった堅穴住居の住人が鬼門除けをする必要が生じて、郡守の僧侶である道乙と朋道に依頼して紡錘車に呪詩を揮毫してもらったとの推定がもっとも無理が無いように私には思える。

そして、この特別な紡錘車は糸を紡ぐ目的ではなく、鬼門を封じる目的で回転させられたのであり、その際には刻まれていた呪詩が何遍も唱えつけられたに違いない。糸を全く紡がなかったとは言い切れないが、ほとんど摩耗の認められないこの紡錘車は呪具として用いられた数少ない紡錘車だったのでないかと考える。ところで、栃木県南河内町船寄遺跡出土の土製紡錘車（註39）に刻まれた「大天門」の銘文も四門の一つである天門を示す可能性がある。乾（北西）に当たるが、こちらも魑魅の入り込む方向の一つとされ、その防壓のために律令時代には道賽祭や四角祭が執行されている。このことからすれば、熊野遺跡出土の紡錘車と好一対をなす資料とみなすことが可能である。なお、出土地点は下野藥師寺に至近であり、先にふれた宿禰道の達人道鏡との関係が俄然注目されるところとなる。この寺に配流された道鏡が陰陽道を伝え、四門封じの呪術をひとびとに教えたというシナリオはできすぎであろうか。

### (3) 小結

鬼門封じの呪詩や文句を刻んだこれらの紡錘車は、奈良時代の鬼門信仰に係る類いまれな史料であり、特に熊野遺跡出土例は狭面に7文字、広面に14文字という情報量、整った文章の体裁は紡錘車の線刻文字としては破格の存在ということができ、本簡をも凌ぐ史料といいうる。陰陽道と國文學という二つの分野においては門外漢の筆者の分析には不十分な点、誤謬に陥っている部分があることを恐れている。ぜひ、斯界の諸賢にこのような魅力的な史料の存在を知っていただき、叱正を賜りたいと念ずる次第である。

## 2 目の呪術と糸紡ぎ

今回取り上げた5点の紡錘車のうち2点に目の呪術に関わるのではないかと思われるものがあった。一つは埼玉県児玉郡神川町白樹原遺跡162号住居跡出土資料でありもう一つは千葉市大金沢町ムコアラク遺跡33号住居跡出土資料である。前者には「目臣申申」、後者には目を象った図文に統けて「神申如林」と刻字されており、構文と表現様式に共通性が認められた。これらは神仏に対する願文の様式を探っているものと見られ、埼玉県大里郡岡部町熊野遺跡9号住居跡出土資料の「道乙朋道具伏状」とも類似性が見出される。つまり「状す」も「申す」も神に向けられた言葉なのである。しかしながら、熊野遺跡例では前文を受けて本文であるところの漢詩が伴うのに対し、前二者の場合、この本文が抜け落ちている形であるところに問題があろう。その本文は、紡錘車が糸を紡ぐ道具である以上、糸が上手に紡げることを願うものであることは自明の理であり、言うも更なりの省略と筆者は考えた。だが、本文または目的語が省略された理由は別にあり、願文の主格が目神なり目臣であることによるのではないかということを同時に考えている。言いかえれば、目神と目臣は人間ではなく、神格、しかも呪術性の強い神であるために、本文を続ける必要がなかったのではないかろうか。糸紡ぎを助ける神として目の神のあることを古代人が承知していたという前提に立てば、「目の臣申し申す」または「目の神林の如く申す」というセンテンス自体が呪文となり得たはずであり、刻まれた文字の力に頼るだけではなく、繰り返される呪文として唱え続けることによってその公駆が発揮されると信じていたものであろう。なお、読呪にあたっては「モクシン・シンシン」「モクシン・シンジョリン」と音読された可能性も考慮に入れておくべきと考える(註40)。

さて、これらの紡錘車に刻字されたところの古代の目神とはいっていいどんな神だったのだろうか。白樹原遺跡162号住居跡出土例は8世紀後半の武藏で、ムコアラク遺跡例は9世紀初頭の上総国で目神が信仰されていた事実を物語っているから、この信仰はかなり広い分布圏を持っていたことを推定しうる。ここでは、「コト八日」という民俗行事をキーワードとし、民俗学の研究成果に導かれながら、考えていきたいと思う。

### (1) 埼玉県のコト八日の行事

埼玉県では、2月8日と12月8日の二度にわたって、八日節句とかメカイ節句、デーモンガエシなどと呼ばれる行事が広く行われていた。これらは「コト八日」の地域呼称であるが、柳正博氏が

県下の事例を広く集め、その地域差などについて詳細な分析を加えている（註41）。

その成果によると、埼玉県では2月8日と12月8日の両日に目籠、笊、水のうなどを竿の先につけ、軒に掲げる事例が広く認められている。なぜそのようにするのかという説明に付いては、その晩に一つ目の鬼などがやってくるので目の多い目籠で防ぐとするところが多く、鬼は目籠の目を数えているうちにあまりの多さでわからなくなり逃げていくとか、目の多い籠（たくさんの目）で鬼をにらみつけられ、鬼が逃げると考えられている。この晩現れる来訪者は県中央部では鬼、東部低地では一つ目玉とかヒツマナコ、西部では惡魔とか魔物として伝承されている。また、利根川流域ではネロハと言つており、地域的特色を示すものとされているが、早く寝ろという意味の「寝ろ、はあ」という方言が語源かともいわれている。これらの妖怪から身を守るために、目籠などを掲げるほかに、入り口にヒイラギの葉を挿したり、グミ、枹、楓、ネギなどの強いにおいを発するものを燃やして煙を出したりすることも合わせ行われている場合もあり、目籠にもネギや横槌、薪などを入れたり、ヒイラギの枝を挿したりする場合がある。また、履物を表にしておくと鬼が判を押し病気になるので、この晩は履物を必ずしまっておくという事例もある。さらに、コト八日の日は普段と違うけんちん汁、五目めし、うどん、だんごなどを食べる例が多く、儀礼食と見ることができるという。

ところで、コト八日の日に門口の掲示物として目籠を用いる地域は北島寿子氏の調査によれば、関東と山梨と静岡の東部、伊豆、それに福島と新潟、山形、宮城の一部に及ぶ（註42）。これらの地域ではその晩の来訪者を妖怪とするところが多いものの、山の神、田の神、作神、恵比寿・大黒、笹神、八百万神などの歓迎される神を考えている場合も少なくない。この場合、目籠は神が降臨する依り代ということになる。柳氏は千葉県成田市の大黒様に餅を供える事例、秋山郷の事様に団子を供える事例を挙げ、2月と12月の8日は、本来は疫病神ではなく農作の神の米訪ではなかったかとする説も紹介されている。また、柳氏は「鬼が来る」という戒めは農事の開始及び終末期における物忌みの日であることを強調した結果生じたものであることも述べている。加えて、西日本では八日吹き、嘘払い、薬師払いなどの民俗行事があり、荒神様が2月8日に家を出て、12月8日に帰ってくるという伝承もあって地域差が多彩であること。一つ目の一本足の神が鍛冶屋神とされ、斐ゴ祭でまつられたり、同様に一つ目の一本足である針に対する針供養がこの日に行われることなどにも言及されている。コト八日は時間差と地域差による変質をかのように蒙っているが、日本の広範間に普及した極めて根源的な信仰に根ざすものと見られよう。

## (2) 柳田國男と一つ目の神

柳田國男は旧二月と十二月との八日の節供を多くの論説（註43）で取上げ、この日は田の神（多くは山の神と同じ）が里へ去來する日で、家々では仕事を休み敵しい物忌みを行ったと見ている。ところが、この神が片目であると言う思想があった為に信仰の下落に伴って一目小僧に墮し、忌籠りは悪靈に対する恐怖心から蟄居へと意味が変わり、依代として竿頭に掲げた目籠は一目小僧と目數を争う道具となり終わったと説く。

今日でも、この見解は日本民俗学の大勢であり、祖靈祭祀の一環と捉えられてきた。しかし、こ

れには小野重郎氏の痛烈な批判（註44）がある。それは、こと八日をその外圈にある広範な類似行事と共に防災儀礼として位置づけるもので、山の神は元来、進入者に災厄を与える恐ろしいだけの神であったはずであり、一つ目の神や一本足の神は山の神の零落した姿ではなく、むしろ古い姿を見るべきであり、こうした災厄神を祓い除くことに発し、徐々に生活中同化馴致して正常な神として祭るという方向に進んだのが事実ではないかという結論を導いている。また、大島建彦氏もコト八日に関する多くの研究を総括する中で、慎重な申し口ながら通説と異なった見解を開陳されている（註45）。これは「コト八日」の行事も小正月の火祭りなどと同じように、惡靈の鎮送を中心にならうとしていたといえるのではないか」とするもので、「正月の前後の行事で、わざわざ厄神などをもまつることによって、恐ろしい厄難を免れるとともに、すばらしい福運を得ようとしたことが認められるであろう。」と結ばれている。

さて、通説に対する二人の対論は行事内容の具体的な検討に基づいている。小野氏は東国では目籠や笊を高く掲げ、西国では大きな箸や食べ残しの魚などを繩で繋げ、さらに南島では牛の肉や骨を左縄で下げるは共通して厄神に打ち勝つために、家族の食事の充実ぶりを誇示するものだという。ちなみに小野氏は日籠や笊をその際に用いた調理具と見なしている。いっぽう、大島氏は関東から東北南部にわたるコト八日分布圏の外縁部に藁人形で厄神を送る儀礼が認められることを重視し、これが道祖神などの信仰と結びついたのは歳神送りにとどまらず、厄神送りに傾いたものであるとする。

筆者が二人の言説に注目するのは、着目する儀礼が極めて古体を留めているためである。つまり、前者は疫病神を都の四隅で饗應し退散させんとする道饗祭との関係を、後者は人形を用いて病や災いを転化させる大祓いなどの祓除祭祀との関係を想定することが可能であり、共に律令祭祀として規定のある古い神祇祭祀の流れを引くものと見なしうるのである。小野説に付いては、氏の挙げた春コトの箸と食べ残しの魚のセットやシマクサラシの牛肉と骨などを、東国のお土産子を戸口に挿す事例も含めて厄神への贅膳と見る必要があり、若干の修正を必要とするものの、時間軸の構築が容易でない民俗学の研究法にあって、極めて有利な地平へ研究を専いたものとして二人の成果を高く評価するものである。

さて、これらの研究が、どこで訪録車の目神や目臣と接点を持つのか。目神については前述のコト八日の來訪神である一目一足の山の神をその候補としろるであろうか。山の神がもうもろの豊饒をもたらす神であれば、候補としろるが、祟りを為す厄神となれば是非もない。それなら、ほかに候補はないのだろうか。

柳田國男は一目小僧に付いても該博な知識を披瀝している（註46）。それは、古くは神の名代である神主が殺される宿命であったとする極めてショッキングな推論を含んでいた。この神主は祀官ではなく、一年神主といわれ、氏子のうち特定の家筋から選ばれるか占食などによって決定した少年であって、神としてあらんかぎりの饗應を受け、村人達の厚い尊崇を受ける代り、目を潰されたという。それは片目の魚が神への生け贋として神苑の池に放養されていたことと同じく、神への供物であることを示す印と見なされるのだという。また、鹿児島県日置郡吉利村の御靈神社の神主が代々片目であったという伝承なども掲げ、殺しはしないまでも、神意に叶う者の証として目を神に

奉する慣行が神人の中に残ったのではないかと見ている。これらの言説からは神意を伝えることが許された神の名代または神主が紡錘車にある「日臣」であった可能性をひとまず考えることができよう。その場合、白樹原遺跡に居住したムラの祝（はふり）が隻眼の謂れから日臣を名乗ったか、遺跡が属する賀美郡の式内社長幡部神社（註47）社官が日臣を称しており、そのいずれかが件の紡錘車に願文（祭文といった方が適切か）を刻んだということになろうか。紡織との関係の深さを重視すれば、紡錘車の所有者も氏子として尊崇した可能性の考えられる長幡部神社の神主に擬する方がよいかもしれない。

いっぽう、日神の候補として掲げうるものでは、国史に登場する隻眼の神である天目一箇神がある。この神は日本書紀の一書では出雲の神々を奉斎するために高皇產靈尊によって作金者（かなだくみ）に指名されているが、古事記には天津麻羅の名で登場し、天照大御神が天石屋戸に隠れた折りに、「高安河の河上の天の堅石を取り、天の金山の鉄を取て、鍛人天津麻羅を求めて、伊斯許理度賣命に料せて鏡を作らしめて」（註48）と記されるように、やはり鍛冶神の役割を負わされている。また、古語拾遺では、天目一箇神は太玉命に従属する神で、石窟隠れの際に刀斧、鉄錐を作成したとされ、先代旧事本紀には天孫降臨の際に従った神々の一人として天津真浦の名がある。したがって、この神が金工鍛冶の祖神であることは疑いの無いところである。このことから、天津麻羅の名義については、目占（まうら）であって、鍛冶の職業病に由来する片目の意とする説があり（註49）、後世隻眼者をカンチというのはこのカヌチ（金打）の神の御名に基づく（註50）とする。そして、その後裔は、先代旧事本紀では物部造等祖天津麻良・倭鍛師等祖天津真浦とし、古語拾遺では天目一箇神を筑紫忌部、伊勢忌部等の祖としている。

これらの神統譜から、太玉命へ従属した天目一箇神の後裔は中央の忌部氏の傍系とされ、祭祀用鉄器の製造に当たることになり、さらに種々の鉄製品を作る物部や倭鍛師の祖とも仰がれるに至ったものと考えられる。

このことに関して、筆者は、鍛冶集団が中世以前においては放浪の民であり、木地師などと同じく山民と目され、さらに隻眼や片足などの不具者が少なくなかったことから、里人に恐れられ、コト八日の恐ろしい来訪者（ダイマナコや一つ目小僧）の連想を生んだのではないかと考えてみた。こう考えれば、コト八日に針供養が行われることも理解しやすくなる。そして鍛冶の前身は天目一箇神ではないかというところまで愚考が及んだ。しかし、同種の検討は谷川健一氏によって既になされており、一つ目小僧は天目一箇神のなれの果てとの見解（註51）が提出されていたことを知った。

さて、このような一目の鍛冶神である天目一箇神を果たしてムコアラク遺跡の紡錘車に刻まれた目神の正体とみなしてよいものであろうか。生產神である点では有力な候補ではあるけれども、むしろ同じ太玉命が率いた神の中では天日鷦鷯命のほうがふさわしいのではないかとも思われる。古語拾遺には、「天日鷦鷯命の孫は木綿及び麻ならびに織布（あらたへ）を造ったので、天富命が日鷦鷯命の孫を率い実り豊かな地を求めて阿波の國へ遣わし般麻種を植えさせた。その後裔はいま彼の國にあり、大嘗の年に当たっては木綿麻布および種々の物を貢ぐ。その所以で郡名を麻植としたのである。天富命はさらに肥沃の地を求め、阿波の東部を分けて東土に率い、麻穀を播き植えてよく麻を

生む所とした。ゆえにこれを總の國という。般木の生えるところはゆえにこれを結城郡という。阿波忍部の居る所はすなわち安房郡と名付けた。天富命はその地に太玉命社を建てた。今これを安房社という。ゆえにその神戸に齋部氏がある。」(註52)とあり、天日鷦命が紡織の神であり、さらに總や安房とも密接な関係を持つことからすれば、ムコアラク遺跡の紡錘車との接点が多い。しかし、おしいかな天日鷦命には麻植神の異名はあっても日の神の異称はない。

按するに、ムコアラク遺跡の紡錘車に刻まれた「日神」は土俗的な信仰に根差すものであって、記紀の神統譜を典拠とするようなものではなかったのではないか。ひとつには、紡織関係の用語として糸目や布目などの目を伴う言葉がある。そしてこの目が揃わないと均一の糸や布ができるこことから、目は紡織に携わるものにとては最も意を用いるべきところであった。このことから、良い糸、布を仕上げるために目神の力を借りねばならないと信じられ、目の神が信仰されていたのではないか。現時点では可能性の指摘に過ぎないが、今後、民俗学的研究によって論証できるかもしれない。

いっぽう、坂本和俊氏の神話学を踏まえた考古学研究(註53)を参考にすれば、天日一箇神や天津麻羅の起源については、はじめに神統譜があったのではなく、鍛冶・製鉄に直接関係する器物がまず祀られ、それが神格化されて天日一箇神や天津麻羅が出現したという順序が古代人の発想に合致するものであり、蘿の羽口が特別に奉られた結果として神話が形成されたと考えられるという。さらに、坂本氏は羽口の形状が男性性器に類似することから天津麻羅の呼称が生まれたものと見ていている。そして千葉県四街道市中山遺跡31号住居址と埼玉県大宮市御歳山中遺跡H-3号住居址の実例を挙げて、古墳時代中期の関東地方でマラ(羽口)祭祀が行われていたことを明らかにしている。これらは東国で鍛冶を生業とした氏族、しかも物部造や忌部に連なる人々が広めたものであろうが、しだいに特定氏族の占有から離れて村落共同体内で広く信仰されるに至った可能性も考えてみて良いだろう。このマラ神は男性原理を象徴するものであるから、保食神としてすべての生産活動の守護神と目されることになった可能性がある。そうであれば、鍛冶神にとどまらず、紡織の神でもありえたのでなかろうか。

以上のような、推論から、埼玉県児玉郡神川町皂樹原遺跡162号住居跡出土の紡錘車に刻まれた「日臣」とムコアラク遺跡33号住居跡出土の紡錘車に刻まれた「日神」はともに糸目や布目における目の神を示している可能性をまず指摘しうるが、マラ神を指す可能性も考えうる。後者の場合、目にマナの訓みがあり、マラと連絡することが想定されるので、それぞれマナノオミ、マナノカミと読んでいた可能性も考慮する必要があるだろう。

紡錘車を用いて巧みに糸を紡ぐ知人の実演を具に拝見したことがあるが、その印象は、まさに魔法そのものであった。古代人の心性を推してみれば、糸紡ぎは目に見えぬ力、たとえば神仏の力に助けられて成就するものであって、糸切れや絡まりなどは魔が差して起こるものと信じられていたのではなかろうか。その魔を払い、品質の高い糸を紡ぎ上げるために目神の力を借りねばならないと考えた人々が関東に暮らしていた想像している。

### 3 紡錘車に刻まれた仏教絵画

絵画が線刻された紡錘車のうち、仏教をはじめとした「信仰資料」およびその可能性をもつものは、集め得た範囲内で以上の2県5遺跡6点のみであった。筆者の怠慢による資料収集の限界はいざまでもないが、やはり資料収集的にきわめて少ないといえる。この範囲内で、傾向について少考してみたい。

#### 1) 戸神諫訪II遺跡例（第5図1a～c）

まず広面にみられる「×」状の線刻については、具体的な内容までは不明であるものの、やはり何らかの意味をもつ記号とするのが妥当と思われる。群馬県上植木町田遺跡（飯塚ほか 1988）の地下式土壙出土の滑石製紡錘車には、広面・側面に、記号や文字と思われる線刻が多数認められ、その内の1つに「×」状の線刻が存在する。また、同県矢田遺跡189号住居跡出土の蛇紋岩製紡錘車では、広面に「田 ×」、側面に「×」の太い線刻が認められ、報告者である春山秀幸氏はこれらを記号と推定している（春山 1990b）。しかし、これらの「×」状の線刻には、果たしてどのような意味が込められていたのであろうか。この点に関しては今後、資料を収集・整理して改めて検討してみたいと考えている。

戸神諫訪II遺跡の線刻紡錘車の側面にみられる「有田酒麻呂」は、報告者である小池雅典氏の推定されたように、紡錘車の所有者名と考えたい。広面の3つの「有」は「有田酒麻呂」の「有」を意味するのであろうか。広面には、文字や記号風のとはまた別に、これらの線刻よりも幅広で彫りも深く、使用痕やキズとは明らかに異なる刻みが何本か観察できる。この線刻は、紡錘車の輪郭にやや平行する長めの線3本と、これとほぼ直行する短めの線8本からなるが、記号または絵画であるのか判然としない。筆者（=鈴木）は、この線刻を絵画の可能性が高いと考えているが、はたして何を描いたものであるか、ここに私案を提示することはできなかった（註54）。

小池氏は、この「寺院」線刻を行った人物を、実際に寺院をみたことがある人物、または実見したことではなく、絵画で「寺院」をみたり、あるいは瓦金堂を模写した人物の、両方の可能性を挙げておられるが、この点について少し検討してみたい。

線刻の「寺院」には鶴尾の表現がみられるが、たとえば千葉県八神遺跡出土の瓦塔には、鶴尾を表現していると思われる破片が出土しているという。さらに、後述する斗拱状の意匠についても、埼玉県東山遺跡出土の瓦堂や、谷津遺跡例にも斗拱の簡略化された表現がみられる（以上、高崎 1990）。従って、実際の金堂ではなく瓦金堂を模写しても、鶴尾を表現する可能性はあり得ることになる。

では、線刻で表現されている風鐸は、瓦金堂でも存在するのであろうか。管見の限りでは、風鐸の表現をもつ資料を得ることはできなかった。これは、風鐸が意匠的に、瓦金堂で表現しづらいことによるのであろうか。だが、この線刻紡錘車には風鐸の表現がされている。

私見ながら、この紡錘車に「寺院」線刻を行った人物は瓦金堂を模写したのではなく、実際に寺院をみたことがある人物によって線刻された可能性が高いと考える。

その場合、「寺院」を線刻した人物と、紡錘車の使用者は異なる可能性も考えられよう。この点については、およそ2つの可能性が考えられる。

- a) 瓦葺きの寺院または瓦金堂を実見した人物、あるいはそれらを描いた絵画をみたことがある人物が線刻し、別の人物がその紡錘車を所有した。
  - b) 紡錘車の所有者が、寺院または瓦金堂を実見した人物、あるいはそれらを描いた絵画をみたことがある人物に、「寺院」の線刻を依頼した。
- a)・b) いずれの場合も、紡錘車そのものの製作者と線刻者とが同一であるのか、別であるかは不明である。具体的な根拠はないが、個人的には別であると考えている。

この紡錘車にみられる線刻画について、気づいた点・感じた点をもう少し挙げてみる。線刻は、鶴尾の位置関係から、建物を桁側からみたところを描いたものといえる。屋根は、最高部に2本線を引いており、大棟を表現していると考えられる。瓦葺きと思われるが、瓦の縦目の表現はとくにはみられない。

軒についても2本線で表している。軒反りは、鎌倉時代頃から現れる両端部の手前辺りから反るタイプ（長刀反り）ではなく、軒全体が僅かに反りを有する真反りかと思われる。軒先は、右端から一番左の柱の左辺りにかけて湾曲し、ここでやや屈曲する。軒はこの屈曲点から、さらに反りをもって左下がりに続く。軒反りが一連の反りで表されたものではなく、転換点から別の反りになるのは、梁側の軒を描いているのであろうか。その場合、線刻は「寺院」を桁側正面からではなく、やや斜め方向からみた状態で表現していることになる。

しかし、この線刻画は平らな面に描かれたものではなく、紡錘車の側面という湾曲する面に描かれたものである、という点に留意しなければならない。つまりこの条件の基で、線刻者の意図がどこまで表現できたか、また逆に意図と異なる絵となってしまったのかが不明である。たとえば、上に述べた軒反りもその1つといわざるを得ない。つまり、絵は湾曲した面である側面に、しかも狭面を上位にして刻まれたものである。

この「寺院」の線刻は、さまざまな部位表現がなされてはいるものの、線の運び自体はやや稚である。そのため、軒先を表す線を横方向に引けば、直線を引こうとしても、半必然的に上向きに反ってしまう可能性が考えられる。この際、どこまでが、線刻者の意図した表現であったのかまでは推測しづらい。ここに挙げた軒表現に、真反りの可能性を考えるのは、筆者（=鈴木）の私見の域を出ないものである。

ついで、柱上部にみえる橋状の表現が、屋根の重量を支えるため柱の上に載せた斗拱（=組物）であるとしても、これが二ツ斗であるのか三ツ斗であるのかまでは判断できない。

また、「寺院」中央からやや右寄り（=右側鶴尾の少しづら）～右から数えて2番目と3番目の柱の間にかけて右下がりの線が1本引かれている。これは何を表しているのであろうか。全体的に絵が稚拙なことから、瓦葺きを表現する際に、線を引き損じてはみ出てしまったものであるのか。しかし瓦葺きを表すほかの13本の線は、入母屋または寄せ棟の輪郭に沿うように湾曲しているのに対して、この線1本のみは、ほぼ直線に引かれていることがわかる。寺院屋外に設けた、何らかの装飾または施設であろうか。

また、柱が3本づつで2箇所線刻されているが、この中间の空白は何を意味しているのであろうか。これらの点については、いずれも妥当性のある見解を見いだし得なかった。

当初の問題に戻って、上に掲げた紡錘車に描かれている絵画の内容は何か。線刻画は、鶴尾や風鐸を始めとして、瓦葺きと推定されること・斗拱状の表現がみられること、さらに主觀として軒反りと思われる部分が観察されるという点などから、単なる建物とはいがたい。報告者である小池氏が解釈されているとおりに、「寺院」とするのが最も蓋然性が高いと思われる。その意味では、具体的な内容までは分からぬが、やはり仏教との関連性が推定できよう。

これらの線刻について、実測図（第4図1a～c）や写真を観察した限りでは、記号状の線刻や文字さらに「寺院」は、各々線刻の幅や深さが異なると思われる。但し、広面の「有」と側面の「有□酒麻呂」が同じ線刻の特徴を備えているか否かまでは判断できない（註55）。

記号状のもの・文字・絵画が別の道具によって線刻されているのは、それぞれ別の場合（場所）、別の人物によって描かれたということを意味するのであろうか。なお、側面の「寺院」絵画は狭面側を、「有□酒麻呂」の人名が広面側を上位としているのも、上記の事柄に起因すると思われる。言い換えるならば、文字は所有者によるものであり、絵画は依頼された（？）人物による線刻であると考えたい。この場合、所有者に渡る以前に、予め線刻された可能性もあり得る。

### 2) 批杷橋遺跡出土例（第5図2）

文字・人物の顔とともに、広面側を上にして線刻されており、ほぼ側面を全周しているといえる。顔右側の、「大」の字を囲む□状の刻みは、顔の輪郭線を避けるように左辺が書かれていません。また、顔左側の「藏」の字は、顔の輪郭線を切っている。この2点から、遺物写真と実測図を観察した限りでは、線刻はまず人物顔を描き、時計回りで文字を線刻していったと推定した。

しかし、報告者である菅谷浩之氏の釈文では左回りに読み込んでおり、筆者（=鈴木）の推定は矛盾することになる。実測図と写真のみからの推測における、限界を示す1例といえるかも知れない。資料実見の必然性を再認識した次第である。

顔は、弓なりに持ち上がる両眉毛・瞳をもたない両目・やや団子状を呈する鼻・「へ」の字に曲げた口、そして四角張った輪郭線からなり、全体的に簡略でひょうきんな印象を受ける線刻画である。1つの可能性として、「へ」の字に引かれた口は憤怒を意味し、髪を描かず輪郭線だけで表された頭部は、僧侶または仏像を意味しているのであろうか（註56）。しかし、この批杷橋遺跡例は、下宿遺跡例のように仏像を表す明確な特徴を備えていない。線刻が、絵画としての表現がきわめて簡素で、しかも稚拙であるため、以上の事柄については単に想像の域を越えるものではない。

線刻文字が、仏教を始めとした宗教関連の文言であれば、絵画に僧侶や仏像の可能性も考えられるようだが、本例の文言はそうではない。多少の不明点はあるものの、菅谷氏の分析（菅谷ほか前掲書）されたように、地名を意味しているとするのが妥当と思われる。その文言と人物顔の線刻のみからでは、仏教的要素までは指摘できないであろう。類例を持ちたい。

### 3) 下宿遺跡例（第5図3）

この線刻について今少し線刻の観察を続け、私見を述べてみる。手と仏像という2点の線刻絵画は、軸孔を挟んで広面をほぼ半々に使って描き分けている。その際に、それぞれの絵の天地を逆にして線刻を行っている。つまり、図中の紡錘車の左側は正位であるが、右半分は天地が逆に描かれている。これは一方の絵を書き終えてから、紡錘車を半回転させて、もう一方の絵を描いた結果と

推測できる。

顔は左側面からみたもので、頭部から肩付近までが描かれている。鼻は高くはないが長く、鼻先がやや下がり、口は2本の短い線のみで表現されたオチョボ口風である。これらはともに、仏像における顔の表現法を反映したものと思われてならない。

眼は、顔の全体に比して大きく切れ長で、目尻がやや吊り上がり、瞼の表現をもつ。瞳のみる方向は、仏像にとっての正面（＝実測図における左方向）ではなく、紡錘車を見る者に対しての正面のようにも見受けられる。あたかも、この線刻画を見る者を睨み付けるかのように描かれている。目尻の吊り上がった厳しい表情は平安時代の仏像の特徴とされるが、この線刻仏像の表情はその影響とみるべきであろうか。耳朶は耳輪が長く、八十種好中の第4相の「耳輪垂成」を表すものと思われる。

肩から背中にかけては、丸味をもった線で表現されるが、ここには「衣」かと思われる表現がみられる。次に、この着衣の可能性のある線刻について観察してみる。

如来のまとう「衣」である納衣は、偏袒右肩であれば仏像の左肩を包む衣の襞が表現され、通肩であれば両肩を包む衣の襞が表現される。そして、そのさい納衣の襞は、肩から流れるような衣文で表現されるのが通常の形である。

着衣に襞の流れを表現するのは、納衣に限らず裙においても同様であるが、この仏像線刻には着衣らしき表現がみられるものの、流れるような襞は描かれてはいない。着衣と思われる表現が、たとえ仏画の襞の表現であるとしても、襞同士が重なり合ったり、切り合ったりしているかのように描かれており、納衣としては特異である。あるいは衣ではなく、別のものを表しているのか。この点に関しては、残念ながら私案を出すことはできなかった。

また、三道下の右肩側には、左下がりのごく短い線が1本刻まれているが、これは右肩を包む衣を表したものであるのか否か。この部分については表現がごく小さいため、そこまで読み解くことは到底できない。

人間の限界を遥かに超えた存在である神性を、平凡なる人間から区別するための特性を、視覚的・象徴的に表す多くの特性（＝大相三十二相、小相八十種好相）のうち、絵や彫刻に最も表現し易いのは、頭部や手足の特相といえる（町田 1983）。そして、この紡錘車にみられる線刻画は、この内から頭部と手の表現を用いて仏像を表していることが分かる。

以上のように、この紡錘車の仏画の線刻を眺めてきたが、細部が不明確であったり不分明であったりはするものの、吉見氏のご推察のように、仏画を描いていると明言できよう。そして氏の解釈によれば、仏像を紡錘車に刻むことによって、良い糸がたくさん紡げるように祈ったという、「個人」的信仰の証と考えられるのである。

これらの線刻のほかに、仏画の額の上には「百」字状の線刻がみられるが、刻みの幅・深さから推して、絵画と同じ道具によるのではなかろうか。そしてこの仏画および「百」字状の線刻と、人名と推定されている「牛廿」の文字とは、幅・深さとともに明瞭に異なる線刻といえる。まったくの想像として、仏画と「百」字状の線刻は同じ手、「牛廿」の文字は別の手による可能性を挙げたい。

言い換えるならば、前者は仏画線刻者、後者は所有者を意味すると思われる。

蛇足ながら、印を結ぶ手の部分と「牛廿」の線刻が重複していることから、仏画線刻者の署名の可能性は低いと考えた。仏画を描いた人物が（自分の）名前を入れるならば、絵とは重ならない箇所を選ぶのではないか、と推測されるためである。その場合「百」字状の線刻が、仏画線刻者に関するもの—例えば、仏画線刻者の名一との見方もできようか。しかし、これらは小稿の他の部分と同様に、あくまでも想像の域を越えるものではない。

#### 4) 北島遺跡14地点59号住居跡例（第6図4）

本例は、線刻が記号・文字・絵画のいずれであるのかさえも判然としない。この点から、本例の線刻の内容・目的は不明であるといわざるを得ない。そのため、いずれかの可能性をもつことを指摘しておくにとどめ、次の資料に移りたい。

#### 5) 北島遺跡14地点46号住居跡例（第6図5）

本例は、側面の線刻は不明確であるものの、広面・狭面は「蓮弁」と考えられる意匠であり、仏教との関連性が高いと推定される。では、下宿遺跡の仏像線刻に対する吉見氏の解釈のように、個人的な信仰の証であろうか。

報告書（鈴木ほか 1998）では言及できなかった点も含め、この線刻紡錘車について少し検討してみる。線刻は、広面・狭面・側面のすべてに隙間なく施されており、とくに広面については入念に描かれたものである。そして、これらの線刻は比較的鮮明なものといえる。

根拠に欠ける主観ではあるが、常用する紡錘車に祈りを込めるため「蓮弁」を線刻したのであれば、もう少し鮮明度が落ち、摩滅しているのではなかろうか。紡錘車を使用する事によって、その痕跡がどの位残るものか、具体的な程度までは分からぬ。また、それは紡錘車の、石材や使用頻度によっても異なるであろう。

しかし、本例の線刻を観察する限りにおいて、この紡錘車の使用頻度は低かったように思われてならない。別の表現をするならば、実用の紡錘車ではなく、特別なときに使用された紡錘車という可能性を、私見として提示しておきたいと思う。

#### 6) 龍光遺跡例（第7図6）

天ヶ嶺 岳氏の指摘されたように、線刻画の理解は「絵解き」であり、想像に負うところ大である。そのために、絵画の意味を読み取るには、何がどのように表現されているかが大きな手掛かりとなる。線刻画の中の細かな部位にでも、線刻者の意図するものが（われわれ観察者にも理解できるように）描かれていることが必要不可欠といえるのである。この場合、線刻そのものが明確であることが望ましいが、たとえ稚拙なものでも線刻者の意図を読み取ることができれば、ある程度の推測はできよう。

北島遺跡59号住居跡例は、線刻の摩滅が激しいため記号・文字・絵画のいずれとも推定できない。この1点を除いた5遺跡5点の中で、龍光遺跡の線刻は最も稚拙な部類に属するものである。

戸神諏訪II遺跡例も絵画としては稚拙ながら、建物中の細かな部位に、寺院に付属する施設や装飾などが表現されており、ある程度寺院に関する知識を備えた人物の手になると推定される。そして、これらの特徴が備わっているからこそ「寺院」としての可能性を指摘できるのである。但し、広面の線刻に関してはきわめて稚拙で、しかも表現方法が不明確であるため、その意匠は意味不明

といわざるを得ないのであるが……。

枇杷橋遺跡例にみられる「人の顔」も、決して流麗な線刻画といえるものではない。しかし、「眉」「目」「鼻」「口」、および顔の輪郭線は明瞭で、それがどのような人物であるかは知る術もないが、人物の顔であることまでは明確である。

下宿遺跡例は、手慣れた人物による線刻画とみられる。しかも手や頭部に仏像の特徴を表現しており、仏画の可能性がきわめて高いといえる資料である。

北島遺跡46号住居跡例の線刻画については、広面・狭面ともに明瞭な「華」であり、しかも「蓮華」の可能性が高い。そしてこの線刻は、手慣れた人物の手によって施されていると推測される。但し、側面の線刻に関しては、他の2面と同一人物によるか否かは、問題点として残される。

ついで、龍光遺跡例の線刻を少し観察してみる。「画像1」の、「人」の上部にみられる鍋蓋状の線は、髪を表現しているのであろうか。この人物の右耳から頭部を経て、左耳に至る。左耳の箇所では、この1本線の端部手前に「ム」字状の線があるが、あたかも美豆良の表現のように見受けられる線刻である。「ム」字状の線刻は、あるいは耳を表しているのであろうか。この点に関しては、判断できなかった。

右目の部分では、下向きの弧が1本引かれているのみで、眉の可能性もあろうが左目の上には眉がないことから、目の上側のみが描かれていると思われる。鼻と頭部の間には眉間と覺しき線があり、一旦途切れで鼻に至る。瞳の表現はみられず、そのことで逆に左目は正面を見据えるかのようである。

「画像2」は獸であり、尾が直線で表され足が5本描かれていることから、静止している状態というよりは、走っているとする見方の方を探りたい。

「画像3」は「人面」「水鳥」の両説が挙げられているが、前者の場合、帽子状のものを被り、左目と鼻・頸・首までが描かれていることになる。後者の場合、鳥を右側面から見た状態で長い嘴をもつ全体像が表現されていることにならうか。そしてこの鳥は飛んでいる状態ではなく、水面に降り立っている状態と考えられる。しかし、稚拙な表現のためか1つの画像としては、いずれについても決め手に欠けるといわざるを得ない。では対象を眺めている方向はどうか。人面であるならば、「画像1」の人面と同様に正面から描かれていることで共通し、鳥であるならば、「画像2」の獸と同様に右側面から描かれていることで共通することになり、これもやはり決め手とはならない。

「画像4」では「人面」「獸」「魚」「太陽」の両説が挙げられているが、「画像3」以上に難解な「画像」といわざるを得ない。筆者(=鈴木)には、「画像3・4」の内容を読み取ることはできなかった。そして「画像1・2」については、天ヶ嶋氏が既に推定された説をただ単に追認し得たのみであり、新規に案を示すことはできなかった。

これらの線刻は、1つ1つを推し量ることも無論必要であるが、天ヶ嶋氏が私案として示されたように、一緒に描かれている画像との関連から、全体を捉えるという視点が不可欠といえる。だが残念ながら、これら4つの「画像」と記号が何を意味するものであるのか、現状では筆者自身の私案を示すことができない。しかし、ここには何らかの「神聖さ」が表されている、とまではいえるのではなかろうか。但し、そこには仏教や道教などの宗教との関連性は見受けられない。

ついで、紡錘車における線刻そのものについて小考してみたい。線刻には、記号・文字・絵画のいずれにおいても、その遺存状態から以下の4つの状況がある。

- a：線刻が不鮮明、または消滅してしまった部分があるため内容不明であるもの。
  - b：線刻自体は鮮明、あるいは鮮明に近いものの、人であるのか建物であるのか、あるいは華であるのか等々、何が表現されているのか、その内容が不明のもの。
  - c：線刻自体は鮮明、あるいは鮮明に近く、人物ならば人物、華ならば華を表現していると分かるものの、その意匠が果たして何を意味しているのか推測できないもの。
  - d：線刻の内容が、ある程度までは推定できるもの。
- a～dは、いずれも線刻の表現の仕方と、線刻がもつ情報内容の質・量によるといえる。換言するならば、表現しようとする「もの」についての情報を、観る者にも理解できるように表現されているかによるのである。但し、紡錘車の線刻者や所有者には理解できたとしても、現代の我々にも理解できるとは限らないのは無論である。

aの場合、消滅した部分の範囲によっては、記号・文字・絵画のいずれであるのかを推定することもできず、ましてやその意味を読み解くことは不可能に近い。つまり、内容を推定するための情報が少な過ぎる。具体例として、北島遺跡59号住居跡例が挙げられる。そして、この紡錘車の線刻が、摩滅あるいは消滅してしまっているということは、紡錘車を使用したための手擦れによると推定される。しかも、その使用頻度は、ある程度高かったものと考えたい。

bの場合、線刻された線自体は追うことができるものの、各線刻画自身がもつ情報が読み取れない事例といえる。これには龍光遺跡例が該当しよう。つまり、各「画像」の線刻は比較的鮮やかであるものの、「人」・「獸」・「水鳥」・「魚」・「太陽」等々、何を描いたものであるか容易には判断できない場合を指す。

cの場合、人の顔であるとするならば、顔の輪郭や目鼻をはじめとした各部位が明瞭（=表現の仕方）であったとしても、具体的にどういった人物を表しているのか推定できない事例に相当する。これについては、枇杷橋遺跡例を挙げたい。

そしてdの場合は、線刻がされているものの特徴・内容を、観る者にも理解できるような表現がなされている希有な事例である。線刻画を検討する場合に、最も望むべき資料といえる。具体例としては戸神源訪II遺跡例・北島遺跡46号住居跡例、および下宿遺跡例が挙げられる。その具体的な内容としては「寺院」・「蓮弁」・「仏像」であり、偶然の結果であろうか、いずれも仏教関連という点で共通する。

しかし、仏教関連の意匠が描かれていることによって、ただちに純粹な仏教であったとみるには無理がある。民間信仰的なものとの融合もあったであろうが、それがどの程度のものであったのかまでは、無論知る由もない。

事例的に少数であり、信仰の具体的な内容までは分からぬものの、以上の点から線刻画の意匠が推定できる資料の中には、仏教との関連性を示すものが存在する、とまでは表現できよう。しかし、その信仰が個人レベルであるのか、集落レベル、もしくはもっと広範囲を対象としたものであるのかについては、線刻画のみから推し量ることは不可能である。出土造構・供伴遺物・集落

の性格、さらに遺跡周辺の状況なども考慮されるべきであり、小箇で言及できる域の問題ではない。

#### 4 紡錘車に刻まれた仏教的呪文

今回取上げた5例の字句を線刻した紡錘車の内、2例が仏教用語を含み、1例は法師陰陽師によるものと考えられた。

まず、埼玉県児玉郡神川町白梅原遺跡グリッド出土資料には「観下十大身部力見宣全尔」とあり、この中に見える十大身部力は仏教用語と推測できる。「大漢和辞典」によれば、十身とは菩薩が諸の衆生心を知り、其の所業に従って権化するという十様の身のことであり、旧華厳經二十七卷では衆生身・国土身・業報身・縁覚身・菩薩身・如來身・智身・虛空身・声聞身・法身を掲げ、旧華嚴經二十卷では菩提身・願身・化身・住持身・相好莊嚴身・勢力身・如意身・福德身・智身・法身を挙げている。また、十力については、菩薩の自利利他の十種の力であり、「六十華經」離世聞本では直心力・深心力・方便力・智慧行力・願力・行力・乗力・遊戲神通力・菩提力・転法輪力を示している。このことからすれば、十大身部力は十身と十力という互いに連絡する概念を統合した用語であり、十身力が語幹で、大という修飾と部という説明を附加して成立したものと解釈することができそうである。したがって、「観下十大身部力見宣全尔」は下を見れば菩薩の靈妙な十の力が働いていて全てがうまくいっているのが見える。という意味に採ることが可能となる。これはとりもなおきず、仏力によって紡錘を守護しようとする呪文であって、僧侶の手に成るものと思われる。現世利益的な形をもって仏教が古代の地方集落に入り込んでいた事実を示すものとして興味深い。

さて、白梅原遺跡では調査範囲の北縁部から相当量の瓦が出土しており、複弁7葉蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦のセット関係から8世紀初頭の創建と見なしうる古代寺院が調査区外に存在した可能性が高い。調査報告者は白梅原廃寺と仮称し、集落群を統括した在地首長が創建した氏寺とみてる。また、創建瓦は利根川西岸系（群馬県前橋市山王廃寺を標識とする）であり、上野国の首長との繋がりを看取しうるという（註57）。この寺院は8世紀末頃には倒壊し、代って瓦塔を収めた小堂宇を持つ寺院が建てられたと推定されている。紡錘車が8世紀代のものであれば、白梅原廃寺の僧侶が開与した蓋然性が高く、9世紀まで下がるなら小寺院に常住の僧侶があつてこの呪文を刻んだ可能性が考えられる。この呪文に関連して、十身や十力の出典が東晉の仏駄陀羅訳とされる旧華厳經（60巻）であることは注意しておく必要がある。これは華嚴宗の所依の經典であり、我が国へは天平8（736）年、唐の道璣がこれを伝え、以後、審祥や良弁らによって東大寺を中心として研究されていた。紡錘車の線刻文字からは、このような由緒を持つ經典が法華經などとは別に地方寺院においても講究されていたことが示唆され、たいへん興味深い。なお、「観下十大身部力見宣全尔」は漢文体であり、一僧侶の独創とするよりも經典の一部を引いてわずかに手を加えたものと見た方が良いかもしれない。おそらく、僧侶が紡錘車に呪文または經典の一節を刻むような行為は布教活動と布施を目的とする寺の經營活動の一端を示すもの（註58）であり、古代地方寺院の僧侶の活動を具体的に物語るものであろう。そこには、東大寺や國分寺などの國家鎮護の官寺とは異なる事情を垣間見ることができそうである。

次に、千葉市大金沢町ムコアラク遺跡33号住居跡出土資料には「記号・神申如林」「為南無界秋」

の2文が刻まれており、第2文の「南無」は梵語(namas)の漢音表記で帰命、敬礼などと訳されている。仏・菩薩・三宝に帰依、敬礼の意味を表す語で南無三宝の用例の如く仏教で貴ぶ仏法僧の名に冠して用いる場合が多い。このため個別解説では、界秋が僧号である可能性もいちおう挙げてみた。しかし、南無に続く「界」も梵語駄都(dhatu)の訳である可能性が高い。その意味は『大乗義章』八木巻によると、事物の差別あって混乱のないこと、事物が固有する体性、『唯識論』十巻によると他物を生じる原因、『俱舍論』によると事物に種族のあること、事物が各々その相を維持することなどの意味がある(註59)。古代印度哲学の概念であり融通無碍な印象を受けるが、これらのなかでは、事物の差別あって混乱のないことを見ておきたい。したがって、南無界は秋の接頭語となり、秋には四季の一つである秋の意味のほかに、みのり・できどきの意味があるので、「為南無界秋」は、しっかりした尊い収穫のためにという意味を成すとみることができる。この収穫は紡錘にたゞさわる者にとっては糸の完成を意味しよう。糸の完成にかのように懲懲な言葉を冠した事情は、何であったのか。古代人の謹直な性格を考慮してもただならぬものがある。その背景には調庸の糸なり布の上納があったとするよりも、神衣(かんみそ)の貢進があったと考えはどうだろうか(註60)。日本書紀の神代上、寶鏡開始の条には、素戔鳴尊が、天照大神が神衣を織って斎服殿に居るのを見て、天斑駒の皮をさかはぎに剥いで殿簾を穿ち投げ入れるために、驚いて梭で身を傷つけたという記事がある。紡織が、まさに物忌みしながらの神衣製作の第一歩であったなら、かように丁寧な言葉が冠せられても不思議はない。しかしながら、その言葉が祝詞に用いられる言辞ではなく仏教用語であるのは少なからず違和感がある。また、前節で詳しく述べたように第1文の「記号・神中如林」は「目神」の土俗的な信仰によって糸紡ぎの成就を図ろうとする呪文と見られた。これも神の名を頂く以上、神祇祭祀の範疇に属するものであつたろう。ただ、ひるがえって考えてみると、天津麻羅に梵語のマラが含まれるのと同じく、この時代の国語には倭語、漢語、梵語などが渾然一体として用いられていたのが実状と思われ、説くには当たらないのかもしれない。その一方で、土俗的な神祇信仰に仏教の影響が及び始めていたこの時代のあり方を見て取っても誤りとは言えないだろう。

埼玉県大里郡岡部町熊野遺跡1次調査9号住居跡出土資料は狹面に「道乙朋道具伏状」広面の一一行目に「艮天二月朋觀見」二行目に「國國鳳凰月見見」とあり、前文は願文の形式を取り、本文は七言古詩の体裁を備えた漢詩で、丑寅の鬼門封じの呪文と考えられた。既に詳しく述べたので、再論しないが、陰陽学の知識のある道乙と朋道という二人の僧侶によるものと見られる。後世、僧院陽師とか陰陽師法師と呼ばれたのは彼らのような人々で、『今昔物語集』巻19「内記慶滋保風出家語第三」という説話に語られるところでは、歎いや呪いは対価を伴って行われる僧侶の内職という側面があったようである(註61)。この二人が紡錘車出土住居の至近に位置する猿沢郡の郡寺に所属していたという推定が正しいなら、郡寺の僧侶でさえ、布施行という形で衆生と密接な関わりを結びながら、布教と寺の経営を両立させていたとしても間違いではないだろう。なお、今回検討した5例の文字線刻紡錘車の中で、本例は唯一紡錘以外の目的で用いられたことが推測された。このことから、外形が紡錘車と同形であっても、ラマ教のマニ車よろしく回転させつつ呪文を唱え続けるという呪具があった可能性を指摘しておきたい。

## V まとめ

以上にみてきた事柄から、気づいた項目を箇条書きし、以下に若干の検討をしてみたい。

- 1：紡錘車における文字線刻や宗教関係の絵画線刻例の増加。
  - 2：線刻紡錘車の製作者・線刻者・所有者の問題。
  - 3：線刻紡錘車のもつ位置。
  - 4：線刻そのもののもつ意味。
  - 5：仏教をはじめとした、信仰関連の意匠をもつ線刻紡錘車の広がりと、その時期。
- 1については、小箇では線刻文字の内容を信仰関連に限定したため、ここでは扱うことがなかつたが、全体的な傾向として9世紀前半以降、墨書き土器・刻字土器や文字を線刻した紡錘車等々、文字資料が増加する。

また、仏教や道教との関わりを示す記号・文字や絵画が現れるのもこの時期といえる。こういった傾向の背景として、文字の普及とあわせ、仏教や道教・陰陽道などの宗教およびその習俗が、地方の集落にまで広がってきたことを示すといえよう。その場合、文字や宗教の広がりは、ごく一般的な集落にまで及ぶのか、大規模でその地域における中心的な集落であったのか。

ここに掲げ得た資料から推して、現状では後者の可能性が高いと思われる。そしてその波及に関しては、仏教をはじめとする宗教関係者や、渡来人などがある程度介在している可能性が指摘できるのかも知れない。

2については、紡錘車そのものの製作者と、記号・文字や絵画などの線刻者と、この紡錘車の所有者の問題を指す。あくまでも可能性として、次の組み合わせが考えられる。

- a・紡錘車の製作者が線刻を施し、自分で所有する。(製作者=線刻者=所有者)
- b・紡錘車の製作者が線刻を施し、別の人物が所有する。(製作者=線刻者≠所有者)
- c・紡錘車の製作者から入手した人物が線刻を施し、自分で所有する。  
(製作者≠線刻者=所有者)
- d・紡錘車の製作者とは別の人物が線刻を施し、他の人物が所有する。  
(製作者≠線刻者≠所有者)
- e・紡錘車の製作者が、他の人物に線刻を依頼し所有する。(製作者=所有者≠線刻者)
- f・紡錘車の製作者は別で、所有者が自分の名を入れ、絵画線刻を依頼する。  
(製作者≠絵画線刻者≠(文字線刻者=所有者))

aの場合、一個人であったとすれば、ある程度仏教など宗教関連の知識や、技術・技能を備えた人物といえよう。

bの場合、仏教など宗教関連の知識をある程度備えた工人であろうか。石製品製作の工人集団の可能性も考えられるかも知れない。そしてその場合は、線刻紡錘車を工人とは別の人物が入手し、所有したことになる。

cの場合は、aの場合にやや近く、ある程度の知識と技術をもっている人物でなくては困難である。とくに「寺院」や「蓮華」・「仏像」などは、それらについてある程度以上の知識を備えていな

くては、表現できない題材である。

d・e のように、所有者と線刻者が異なる場合、線刻を依頼される人物は、宗教もしくはその習俗の知識をある程度備えた人物ということになる。そういった人物の中には、宗教者またはそれに準ずる立場の人物や、渡来人なども含まれていたのであろうか。

f の場合、紡錘車を所有する人物が（自分の）名前を線刻し、宗教もしくはその習俗の知識をある程度備えた人物に絵画線刻を依頼した、もしくは絵画を線刻した紡錘車に自分の名前を刻んだ場合とが考えられる。d・e と同様に、そういった人物の中には、僧侶などの宗教者、またはそれに準ずる立場の人物も含まれていた可能性も考えられる。

なお b～d・f のように、紡錘車の製作と所有者が異なる場合では製作者は工人であり、所有者は彼らから入手したと推定される。

紡錘車の製作者については、それを造る技術の必要性や石材の産地などの問題から、天ヶ嶋 岳氏が推定されているように工人集団が存在したのであろうか。あるとすれば、工人集団自身が紡錘車を所有したのでない限り、製作者 ≠ 所有者という関係になり、所有者と線刻者が同一人物か否かという問題となる。

これを 1 つの前提とすると、北島遺跡 14 地点 46 号住居跡例は「蓮弁」の表現から推定して d（製作者 ≠ 線刻者 ≠ 所有者）ではないか。所有者と線刻者は異なるが、前者が後者に依頼したのか、線刻された紡錘車を別の人物が入手したのかまでは分からぬ。

ついで、戸神諏訪 II 遺跡・下宿遺跡については f、即ち（製作者 ≠ 絵画線刻者 ≠ 文字線刻者 = 所有者）に該当すると考える。つまり、ある人物が絵画（寺院・仏像）線刻をした紡錘車に、所有者が自分の名を線刻したと考えたい。しかし、絵画の線刻された紡錘車を入手した人物が、そこに自分の名を入れたのか、所有者が絵画線刻を依頼し、（その後）自分の名を入れたのであるのかまでは判断できない。

仏教をはじめとした、宗教関連の文字や絵画を線刻した人物は、それらに関する知識をある程度備えた人物、または僧侶のような宗教者自身が考えられよう。

3 の、線刻紡錘車のもつ位置については、以下の 2 通りが考えられる。

g・線刻紡錘車が実用品であった場合。

h・線刻紡錘車が非実用品であった場合。

g に関しては、実用する紡錘車に、「めでたさ」・「豊かさ」・「幸せ」や、より良質でたくさんの糸が紡げるようといった「個別の祈り」を込めて線刻する場合を示す。この場合その紡錘車は、使用者（または所有者）にとっては、祈りを込めた 1 つの道具としての意味をもったといえよう。吉見 昭氏の、下宿遺跡出土例に対する見解は、これに該当すると思われる。

h に関しては、普段から使用する実用品ではなく、主に祭祀などのような「特別なとき」に使用する目的で線刻を行う場合を示す。そしてそれが、仏教関連の線刻意匠をもつものであれば、仏教的要素をもつ内容の行為・祭祀であったと考えたい。

紡錘車の線刻が、比較的良く残っているものと、そうではないものとが存在するという事実は、ただ単に使用頻度・回数、およびその材質だけの問題ではなく、以上の事柄も関連しているのでは

ないかと考えられる。但し、線刻の内容が仏教的意匠ではなく土俗的・習俗的な意味のものであったとしても、その範囲内の祭記的内容を備えた行為であった可能性は残る。たとえば、龍光遺跡出土の線刻紡錘車がこれに該当するといえないであろうか。漠然とした印象でしかないが、筆者(=鈴木)としては、北島遺跡46号住居跡出土例にも、この「特別なとき」における使用の可能性を考えておきたい。

4の、線刻そのもののもつ意味については、記号・文字・絵画のいずれにしろ、線刻するには何らかの目的や意図・願いなどがあったと考えられる。そして線刻そのものについては、恐らくは内容が様々であり、一概に表現できる類のものとは考えがたい。しかし、吉祥文字や仏教をはじめとした信仰関連の線刻については、概ね「めでたさ」・「豊かさ」・「幸せ」などの祈りを込めたもの、とみるほうが蓋然性が高いといえよう。

しかし、何らかの意味をもつか、またはもたせた線刻が、紡錘車を使用することによって摩滅なり消滅してしまうことに問題はなかったのであろうか。たとえば、吉祥文字や仏教関連の線刻をして「めでたさ」・「豊かさ」・「幸せ」などを祈ったが、線刻が消えてしまったり、摩滅して読み取りにくくなることによって、効き目が薄れてしまう恐れはなかったのであろうか。また、紡いだ糸を軸棒に巻き取ることによって、祈りを込めた文字や絵画が見えなくなってしまうことは、問題とならなかつたのか。

換言するならば、文字や絵画が消えたり隠れてしまうことに問題はなかったのか。前者は、糸纺ぎという行為、または紡錘車を「回転させる」という行為そのものに、神聖な意味があったのであろうか。後者については、見える状態つまり置かれた状態に意味があったのか。これらはいずれも、筆者の思いつきに近い憶測である。

5の、仏教をはじめとした信仰関連の意匠をもつ線刻紡錘車の広がりと、その時期については、現段階では北関東を中心とするといえよう。時期的には、記号・文字資料が9世紀代を中心とした8世紀前半から10世紀前半、絵画資料が9世紀前半を中心としている。

## おわりに

仏教をはじめとした「信仰資料」としての紡錘車は、少数ではあるが存在する。これらに関して、思いつくままに問題点を挙げ、若干の検討を行ってみたのが小稿であるが、やはり検証不足の感は否めない。

また、基本的には共通するものの、「信仰資料」としての紡錘車に対する、若松と鈴木の視点や関心および考え方には、当然のことながら差異がある。この差異については、両名の今後の課題として、引き続き扱っていきたい問題点である。

紡錘車におけるさまざまな課題の内でも、今回採り上げたテーマについては、資料の収集と併せ、今少し問題点を整理したのち再考したいと思う。また、呪術的な記号を刻んだものについても現在検討を進めているが、未報告のものが多く、次の機会にと考えている。

## 謝辞

小稿を起こすにあたり、以下の方々・機関にご教示・ご協力を頂きました。文末ではありますがここに記して感謝申し上げます。(五十音順、敬称略)

秋元陽光・天ヶ嶋 岳・板橋正幸・稻垣圭子・小田由美子・春日真実・金子彰男・河内一浩・

川西宏幸・小池雅典・坂本和俊・桜岡正信・篠崎 薫・白石真理・眞保昌弘・高島英之・

高橋一夫・鳥羽政之・中沢 哲・萩原恭一・林 宏一・平川 南・右島和夫・宮藏交二・

柳 正博・山口耕一・吉見 昭

岡部町教育委員会・神川町教育委員会・北本市遺跡調査会・群馬県埋蔵文化財調査事業団・埼玉県立博物館・栃木県小川町教育委員会・栃木県上三川町教育委員会・栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター・新潟県埋蔵文化財調査事業団・沼田市教育委員会

本稿の図版(1図・5~7図)作成に関しては、永井いずみ氏にご協力戴いた。

本稿は、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団の平成10年度研究助成に基づく成果の一部である。

(2000年2月6日稿了)

## 註

註1 長根羽田倉遺跡122号住居跡からは紡錘車の未製品2点と剥片9点が出土し、その製作工具と見られる鑿も検出されているので、紡錘車の製作が行われたことが確実である。材料の滑石や蛇紋岩の産地は遺跡の南側に所在する篠川の小支流沿いに当たる藤岡市から甘楽町にまたがる地域に産地が求められる。

註2 鹿沼栄輔「滑石像造品の製作について」『長根羽田倉遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990

註3 鳥羽政之ほか『熊野遺跡発掘調査概要報告書』岡部町遺跡調査会 1997

註4 川村邦光「金神」「神道事典」國學院大學日本文化研究所 1994

註5 篠崎源『巨樹原・桧下遺跡』III 奈良・平安時代編2 巨樹原・桧下遺跡調査会 1991

註6 新村出『広辞苑』岩波書店

註7 註5と同じ

註8 萩原恭一氏の御教示による。

註9 田坂 浩・白井久美子『千葉東南部ニュータウン』8—ムコアラク遺跡・小金沢古墳群 千葉県文化財センター 1979

註10 辰巳和弘「古代絵画にみるシンボリズム(II) —神話の土壤—」『南ヶ谷遺跡群』あきるの市南ヶ谷遺跡群調査会 1999

註11 房總歴史考古学研究会『房總における奈良・平安時代の出土文字資料I』 1991

註12 春山秀幸『矢田遺跡』平安時代住居跡編(I) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990

註13 篠崎源『巨樹原・桧下遺跡』IV 奈良・平安時代編3 巨樹原・桧下遺跡調査会 1992

註14 飯塚 賢『上柳木光仙房遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989

註15 各報告書中の実測図を掲げるにあたり、線刻観察の便を図る意味で等倍に統一することとした。そのため北島遺跡例を除いて、各図を1/1になるよう拡大コピーして用いた。また、図版化の段階で一部、実測図の配列を変更したものもある。そのために生ずる誤謬の責は、若松・鈴木にあることは言うまでもない。なお、戸神頭訪日遺跡の寺院線刻(第1図1c)に関しては、線刻が複雑であるため任意の大きさに拡大して用いた。また記述の便宜上、図中に「記号!」を付加して用いた。

- 註16 線刻紡錘車が検出されたのは、平成10年度に行われた第2次調査においてである。平成12年1月現在、報告書は未刊行の段階である。今回、小稿を起こすに当たり、発掘調査を実施した北本市遺跡調査会（会長：町田 忠氏）、そして調査担当者である吉見 昭氏のご厚意で紹介させて戴いた。なお、小稿で掲載した実測図（第4図3）は、同調査会によるものを使用させて戴いた。
- 註17 図（第5図4・5）は2例とも整理担当者である筆者（=鈴木）が実測したものである。実測図は遺物の平面写真や、側面の展開写真、そして実物とを観察しながら、調整痕・使用痕およびキズを除き、線刻と判断できるものを中心に図化したものである。そのため、筆者の主観で読み取った範囲内の実測図である。
- 註18 小稿における記述の便宜上、報告書（鈴木ほか 1998）中の実測図に一部手を加えて用いた。
- 註19 若松は、記号2・3に関してはそれぞれ「部」・「卅八」と解している。
- 註20 若松は「画像3」に関しては「水鳥」の可能性を指摘した。
- 註21 若松は、「人一獸一鳥一魚」と解釈した。
- 註22 齋徳忠『道教の世界』学生社 1987
- 註23 大藤時彦『鬼門』『国史大辞典』第4巻 同編集委員会 1984
- 註24 岡田莊司『陰陽道祭祀の成立と展開』『國學院大學日本文化研究所紀要』第54輯 1984
- 註25 甲田利雄「四角祭考」『史学文学』5-3 1968
- 註26 註4と同じ。
- 註27 金井德子「金神の忌の発生」『史論』2 東京女子大学 1954
- 註28 『古事類苑』方技部 第3版 古川弘文館 1970
- 註29 村山修一「古代日本の陰陽道」「陰陽道叢書」1 古代 1991
- 註30 註3と同じ。
- 註31 高橋一夫「荒川北岸の古代寺院」「渡来人と仏教信仰」1994
- 註32 註22と同じ。
- 註33 野田幸三郎「陰陽道の一侧面 一平安中期を中心として」『歴史地理』第86巻第1号 1955
- 註34 田村惣治「陰陽寮成立以前」『史蹟』第82号 1960
- 註35 註22と同じ。
- 註36 野田幸三郎「陰陽道の成立」『宗教研究』第136号 1953
- 註37 註26と同じ。
- 註38 註27と同じ。
- 註39 山口耕一「南河内町船寄遺跡出土の遺物について」『栃木県考古学会誌』第16集 1994
- 註40 呑文は早口で何遍も繰り返すという宿命ゆえに、元の文言がわからなくなるほど変形していくものである。訓読みでなく音読みを探った場合、前者は「モクジンジンジン」後者は「モクジンシジョレン」と訛化することが想定される。
- 註41 柳正博「埼玉のコト八日 一月8日と12月8日の一考察」『調査研究報告』第12号 埼玉県立さきたま資料館 1999
- 註42 北島寿子「コト八日」「コト八日 一二月八日と十二月八日一」1989
- 註43 柳田國男「乍中行事観書」「月曜通信」「家の神の問題」など『定本柳田國男集』第13巻（1969）所取
- 註44 小野重郎「コトとその周囲」『日本民俗学』120号 1979
- 註45 大島建彦「解説」「コト八日 一二月八日と十二月八日一」岩崎美術社 1989
- 註46 柳田國男「一日小僧その他」「定本柳田國男集」第5巻（1968）所取
- 註47 志賀 剛『式内社の研究』第6巻 雄山閣 1984
- 註48 倉野憲司・武田祐吉「古事記祝詞」『日本古典文学体系1』岩波書店 1958

- 註49 森 瑞枝「アマツマラ」『神道事典』国学院大学日本文化研究所 1994
- 註50 下中谷弥三郎『神道大辞典』平凡社 1937
- 註51 谷川健一「目ひとつ神の實落」「青銅の神の足跡」集英社 1979
- 註52 境保己一・編「古語拾遺」「群書類從」第25輯 平凡社 1933
- 註53 坂本和俊「一つ目小僧の原像—製鐵關係神の神格化の構造と考古学研究の視点—」『土曜考古』第18号 土曜考古学研究会 1994
- 註54 ちなみに小稿執筆者の1人である若松良一は、この線刻の一部分（第4図1）について「桃」の可能性を指摘した。その当否について現状では不明であるといわざるを得ないが、「桃」であるならば神仙思想との関連を考えるべきであろうか。
- 註55 平成11年3月、沼田市教育委員会と同教育委員会の小池雅典氏のご厚意により、この資料を実見させて戴いた。しかし、その時点では鈴木にそこまでの問題意識がなく、観察し残す結果となってしまった。
- 註56 若松の指摘による。
- 註57 註13と同じ。
- 註58 高橋一夫氏の御教示による。
- 註59 藤橋敏次『大漢和辞典』巻8 大修館書店 1958
- 註60 坂本和俊氏の御教示による。
- 註61 野田幸三郎「陰陽道の成立」『宗教研究』第136号 1953（祓を行っていた僧侶は「世を過すことの、有り難ければ、陰陽の道を習ひて、かくし侍るなり。然らずしては、何態をしてか、妻子をも養ひ、我が命をも助け侍らむ」と、その破戒の行為を弁解している。）

#### 引用・参考文献

- 天ヶ嶋 岳 1999 「天王・山王久保遺跡（第2次調査）龍光・新田尻敷遺跡（第5次調査）」川越市遺跡調査会調査報告書第22集
- 飯塚 誠ほか 1988 「吉上下古祥寺遺跡 吉上上原之城 上植木庵町田遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 井上唯雄 1987 「線刻をもつ紡錘車…群馬県における事例を中心としてー」『古代学研究』115 古代学研究会
- 上村和直 1991 「瓦製塔の性格」『季刊考古学』第34号 雄山閣出版
- 小池雅典 1992 「沼田北部地区遺跡群I（戸神源訪日遺跡）」沼田市教育委員会
- 近藤 豊 1972 「古建築の細部窓透」大河出版
- 埼玉県立博物館 1999 「特別展図録 さいたまの名宝シリーズ2 新指定の美術工芸品」埼玉県立博物館
- 坂口 一ほか 1991 「有馬条里遺跡II」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第116集
- 清水昭博 1999 「春季特別展図録 蓬華百相—瓦からみた初期寺院の成立と展開…」奈良県立橿原考古学研究所付属博物館
- 菅谷浩之ほか 1973 「批把綱遺跡発掘調査報告書」埼玉県遺跡調査会報告第20集
- 鈴木孝之 1983 「5 紡錘車について」『後張II』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第26集
- 鈴木孝之ほか 1998 「北島遺跡IV」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第195集
- 鈴木孝之 1998 「2 北島遺跡の線刻をもつ紡錘車について」『北島遺跡IV』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第195集
- 閑 和彦 1991 「第2節「物部郷長」の世界」『矢田遺跡II 平安時代住居編(2)』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第115集
- 高崎光司 1990 「瓦塔警見」『研究紀要 第7号』埼玉県埋蔵文化財調査事業団

- 高島英之 1992 「第3節 矢田遺跡出土の平安期における文字資料について」『矢田遺跡III 平安時代住居編(3)』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第131集
- 滝澤 亮 1991 「神奈川県下における線刻を有する石製紡錘車について」『研究紀要 第2集』相武考古学研究所
- 中沢 悟 1996a 「紡錘車の基礎研究(1)－群馬県を中心として－」『研究紀要13』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 中沢 悟 1996b 「紡錘車の基礎研究(2)－群馬県を中心として－」『専修考古学 第6号』専修大学
- 中沢 悟 1997a 「第4節 矢田遺跡における紡錘車の所有形態について」『矢田遺跡IV』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第220集
- 中沢 悟 1997b 「第5節 群馬県内出土紡錘車の編年」『矢田遺跡IV』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第220集
- 西岡常一・宮上茂隆ほか 1980 『法隆寺 世界最古の木造建築』草思社
- 西村公朝 1990 『仏像は語る』新潮社
- 春山秀幸 1990a 「第2節 矢田遺跡出土の紡錘車から」『矢田遺跡 平安時代住居編(1)』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第106集
- 春山秀幸 1990b 「第3節 出土した文字資料」『矢田遺跡 平安時代住居編(1)』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第106集
- 平尾良光・松木 修自(編) 1999 『文化財を探る科学の目6 古代住居・寺社・城郭を探る－住居の復元、耐震性の解明、構造の研究、解体修理－』国土社
- 町田甲一 1983 『仏像－イコノグラフィ』岩波書店
- 吉見 昭 1999 「仏像を刻んだ紡錘車－北本市下宿遺跡の調査－」『埋文さいたま 第32号』埼玉県立埋蔵文化財センター
- 若松良一 1995 『古代の文字』埼玉県立博物館常設展コーナー特集解説シート 埼玉県立博物館

## 研究紀要 第16号

2001

平成13年3月25日 印刷

平成13年3月31日 発行

発行 財團法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108 大里郡大里村大字船木台4-4-1

☎ 0493-39-3955

印刷 望月印刷株式会社